結城市こども計画

第３期結城市子ども・子育て支援事業計画

令和７年度～令和 11 年度

令和７年３月

結　　城　　市

はじめに

わが国では、少子化をはじめ核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、児童虐待やいじめ・不登校の増加、こどもの貧困など、こどもたちや子育てを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。そうした状況の中、国においては、こども・若者やこどもたちを育て、支えている人々の声をまんなかに据えた政策を力強く進めていくため、令和５年４月に「こども家庭庁」を発足しました。また、同じく令和５年４月に「こども基本法」が制定され、全てのこどもや若者が将来にわたって、幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことが求められております。

本市では、令和２年３月に『第２期結城市子ども・子育て支援事業計画』（令和２年度～令和６年度）を策定し、「ともに育て　ともに育つ　子育て支援のまちづくり」を目指して、子ども・子育て支援のためのさまざまな施策に取り組んできました。この度、この計画の方向性やこれまでの成果を継承しつつ、新たに「こども・若者の未来を育むこどもまんなかまちづくり」を基本理念に掲げた『結城市こども計画（第３期結城市子ども・子育て支援事業計画）』を策定いたしました。今後は、本計画に盛り込まれた施策を着実に推進していくとともに、「こどもこそまちの未来をつなぐ最も大切な財産」という考えのもと、「徹底子育て支援」をさらに発展させて、「こどもまんなか」な社会の実現に向けたまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に際しまして貴重なご意見・ご提言をいただきました「子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました皆さま及び関係団体・関係機関の方々に厚く御礼を申し上げます。

令和７年３月

結城市長　　小　林　　栄

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
　１　計画策定の趣旨 3
　２　計画の位置づけ 4
　３　計画の期間 5
　４　計画の対象 5
　５　計画の策定体制 6
第２章　こども・若者を取り巻く現状 9
　１　統計でみる本市の状況 11
　２　第２期結城市子ども・子育て支援事業計画の評価・検証 28
第３章　計画の基本的な考え方 35
　１　基本理念 37
　２　基本目標 38
　３　計画の体系 39
第４章　施策の展開 41
　基本目標１　こどもの権利を守り生きる力を育むまちづくり 43
　基本目標２　安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり 46
　基本目標３　こども・若者の健やかな成長を支えるまちづくり 50
　基本目標４　こども・若者と子育て家庭を地域で支えるまちづくり 55
　基本目標５　すべてのこども・若者が安心して暮らせるまちづくり 59
第５章　子ども・子育て支援事業計画 65
　１　子ども・子育て支援事業計画について 67
　２　教育・保育施設の状況 69
　３　教育・保育提供区域の設定 73
　４　推計児童数 73
　５　量の見込みと提供体制の確保の内容 74
第６章　計画の推進 87
　１　計画の推進体制 89
　２　計画の進行管理 89
資料編 91
　１　結城市子ども・子育て会議設置条例 93
　２　結城市子ども・子育て会議委員名簿 95
　３　計画策定の経過 96

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

本市では、令和２年３月に「第２期結城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園・保育所（園）における教育・保育、子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、こどもたちの幼児期の健やかな育成を図るとともに、こどもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進してきました。

一方、国においては、令和５年４月に「こども基本法」が施行されるとともに、新たにこども家庭庁が設置されました。また、令和５年 12 月には、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく３つのこどもに関する大綱を一つに束ねる「こども大綱」が策定され、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。こども大綱においては、こども・若者・子育て支援に関する取り組み・政策を社会の真ん中に据え、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことで「こどもまんなか社会」＝「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指すとしています。

こうした状況を踏まえ、令和６年度までを計画期間とする「第２期結城市子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、こどもの貧困対策、若者世代への支援策等を整理・追加し、新たに「結城市こども計画（第３期結城市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。本計画の推進により、こども・若者及び子育て家庭を支援する体制を整えるとともに、こども施策の総合的な展開を図り、すべてのこども・若者が安心して暮らせるまちの実現を目指していきます。

2　計画の位置づけ

（1）関連する法令と包含する計画

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」として策定します。なお、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第９条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第２項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」等の関連する計画を包含し、一体のものとして策定しています。

＜包含する計画と国･茨城県との関係＞

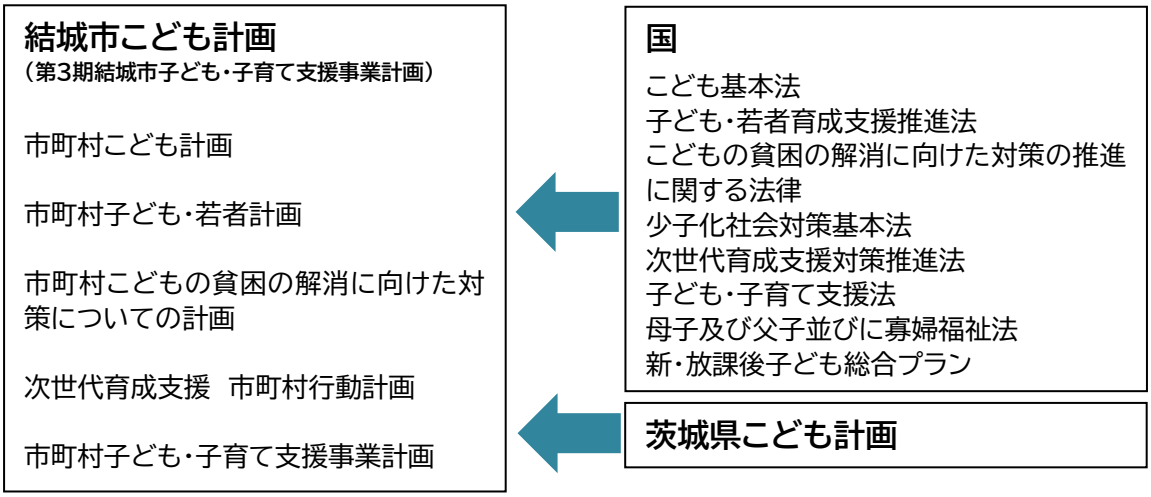

（2）市の上位・関連計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「第６次結城市総合計画」をはじめ、「地域福祉計画」、「障害者プラン」、「健康増進計画」、「男女共同参画基本計画」等の関連する計画との整合性を図るとともに、「新・放課後子ども総合プラン」の内容も含めて策定しています。

＜上位･関連計画との関係＞

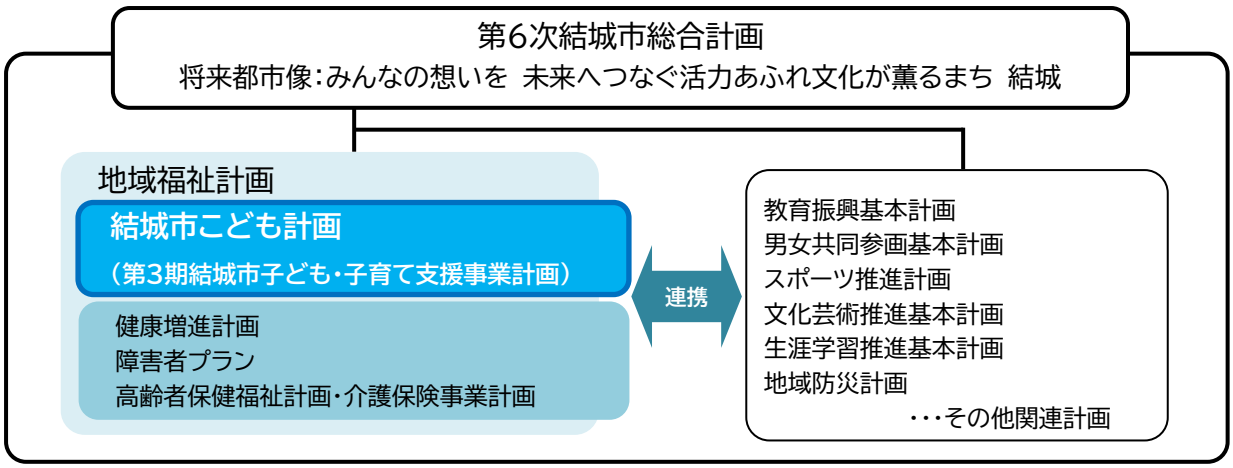

３　計画の期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５か年とします。

ただし、国や県の施策の動向や、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

＜計画の期間＞

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期結城市子ども･子育て支援事業計画					結城市こども計画（第3期結城市子ども･子育て支援事業計画）				
			見直し					見直し	

４　計画の対象

本計画の対象は、こども・若者や妊娠期の方、子育て家庭とします。こどもは概ね 18 歳未満、若者は義務教育終了後から 30 歳未満としますが、就労支援等の一部の施策については 40 歳未満を対象とします。

＜こども･若者の年齢＞

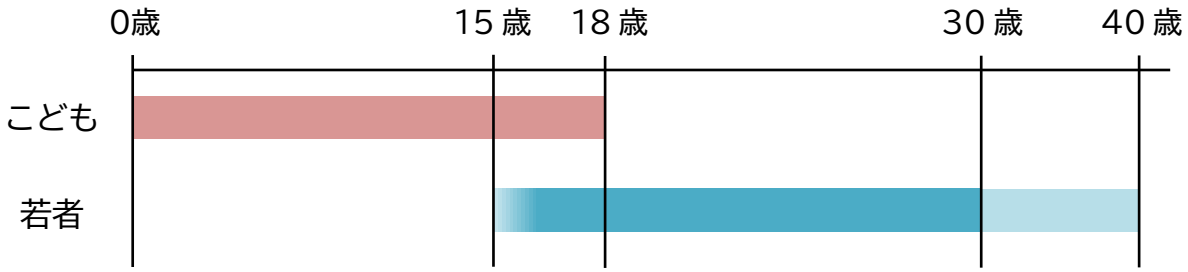

5　計画の策定体制

（1）計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民参加の推進を図る観点から、公募委員、学識経験者、保育・学校関係者及び福祉関係者等で構成する諮問機関である「結城市子ども・子育て会議」において議論を重ねました。

（2）市民意見の聴取

本計画策定の基礎資料とするため、こども・若者及び保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の実施概要】

①就学前児童の保護者調査（子ども・子育て支援事業計画に関する調査）

・調査対象：就学前児童（０～５歳）の保護者 1,000 人（無作為抽出）
・調査期間：令和６年１月 26 日～２月 16 日
・調査方法：施設での配布及び郵送配布・郵送回収（インターネット経由の回収も併用）

対象者	調査対象数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,000 人	663	66.3%

②小学生の保護者調査（子ども・子育て支援事業計画に関する調査）

・調査対象：小学生（６～11 歳）の保護者 750 人（無作為抽出）
・調査期間：令和６年１月 26 日～２月 16 日
・調査方法：学校配布・学校回収

対象者	調査対象数	回収数	回収率
小学生の保護者	750 人	627	83.6%

③小学５年生・中学２年生の保護者調査（子どもの貧困対策計画に関する調査）

・調査対象：小学５年生・中学２年生の保護者（全数）
・調査期間：令和６年１月 29 日～２月 16 日
・調査方法：学校配布・学校回収

対象者	調査対象数	回収数	回収率
小学５年生の児童の保護者	439 人	328	74.7%
中学２年生の生徒の保護者	413 人	274	66.3%

④小学５年生・中学２年生の児童・生徒調査（子どもの貧困対策計画に関する調査）

・調査対象：小学５年生・中学２年生の児童・生徒（全数）
・調査期間：令和６年１月 29 日～２月 16 日
・調査方法：学校配布・学校回収

対象者	調査対象数	回収数	回収率
小学５年生の児童	439 人	328	74.7%
中学２年生の生徒	413 人	274	66.3%

⑤子ども・若者の意識と生活に関する調査

・調査対象：15 歳～39 歳の子ども・若者（無作為抽出）
・調査期間：令和６年１月 26 日～２月 16 日
・調査方法：郵送配布・郵送回収（インターネット経由の回収も併用）

対象者	調査対象数	回収数	回収率
15 歳～39 歳の子ども・若者	1,000 人	299	29.9%

※各種アンケート調査の結果は、「第４章　施策の展開」の「現状と課題」の中で、基本目標・基本施策等に関連が深いものをピックアップして掲載しています。

（３）パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するため、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

＜計画の策定体制＞

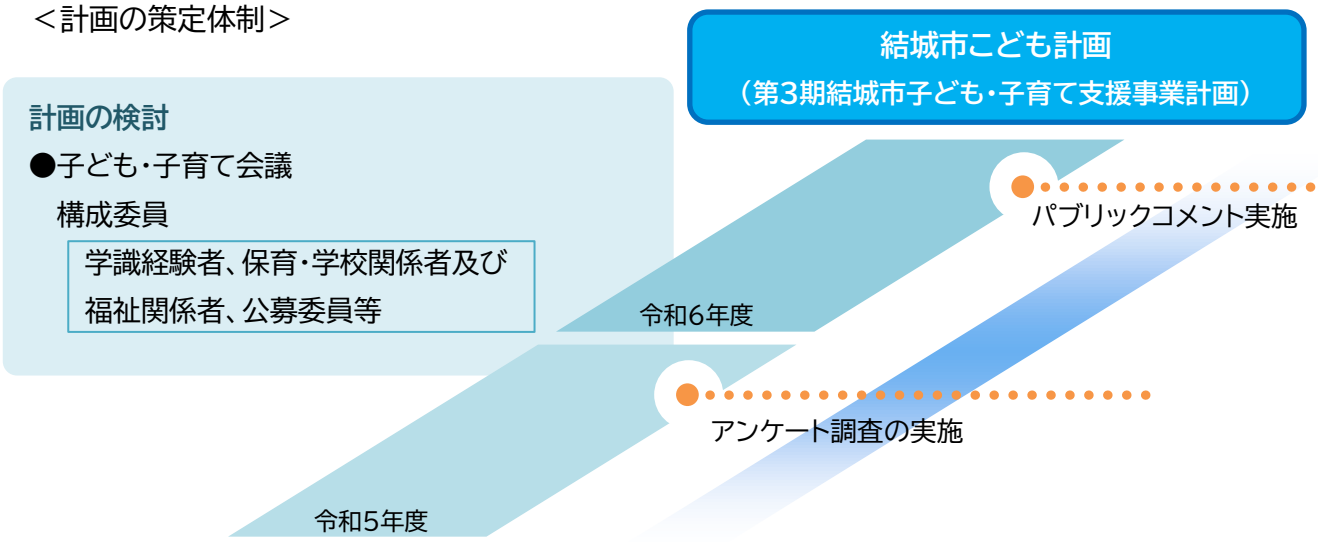

第２章　こども・若者を取り巻く現状

１　統計でみる本市の状況

（１）人口の状況

①総人口と年齢階層別人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和６年４月１日現在で 49,754 人となっています。年齢階層別人口では、令和２年と令和 6 年の比較で、年少人口が 875 人の減少、生産年齢人口が 1,198 人の減少となっている一方、高齢者人口は令和 3 年以降、横ばいで推移しています。年齢階層別人口割合は、令和６年で年少人口が 10.7%、生産年齢人口が 58.3%、高齢者人口が 30.9%となっています。

＜総人口と年齢階層別人口の推移＞

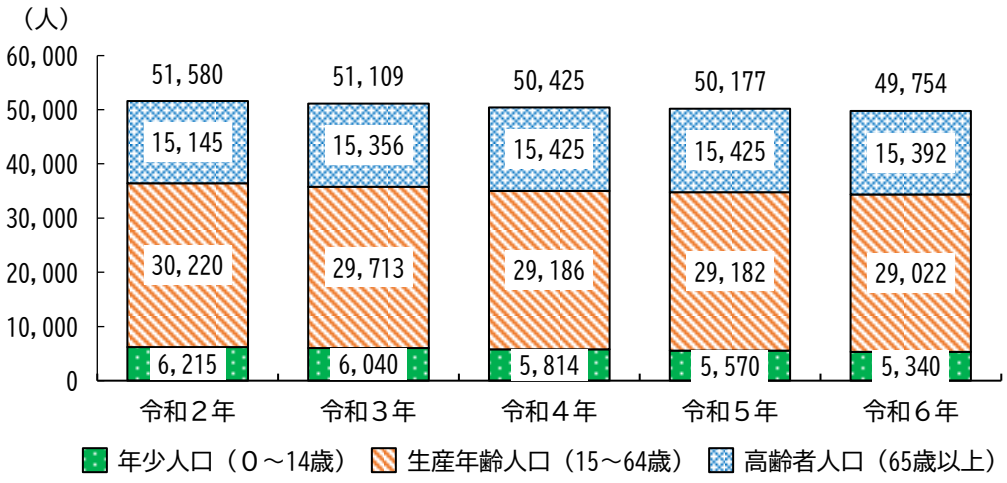

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

＜年齢階層別人口割合の推移＞

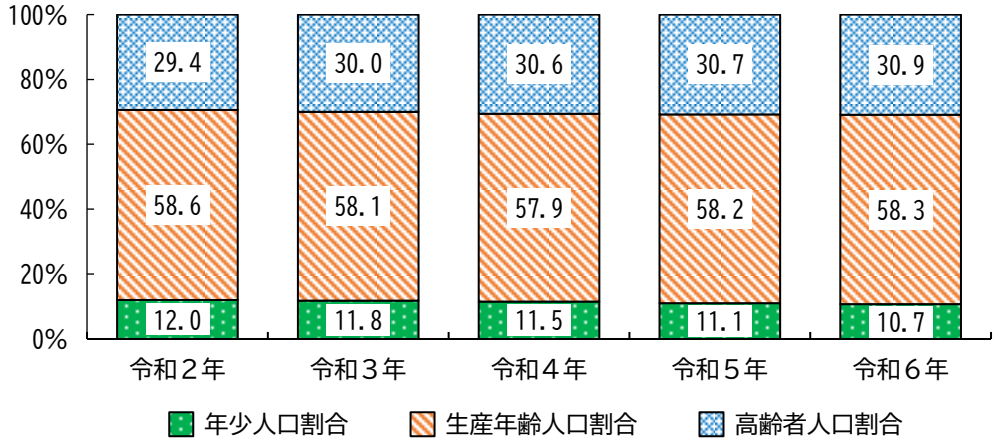

※小数第２位以下を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。（以下、割合を表示した図表は全て同様）

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

②児童人口の推移

本市の児童人口は減少傾向となっており、令和６年４月１日現在で 6,795 人、令和２年と令和６年の比較で 847 人の減少となっています。

＜児童人口の推移＞

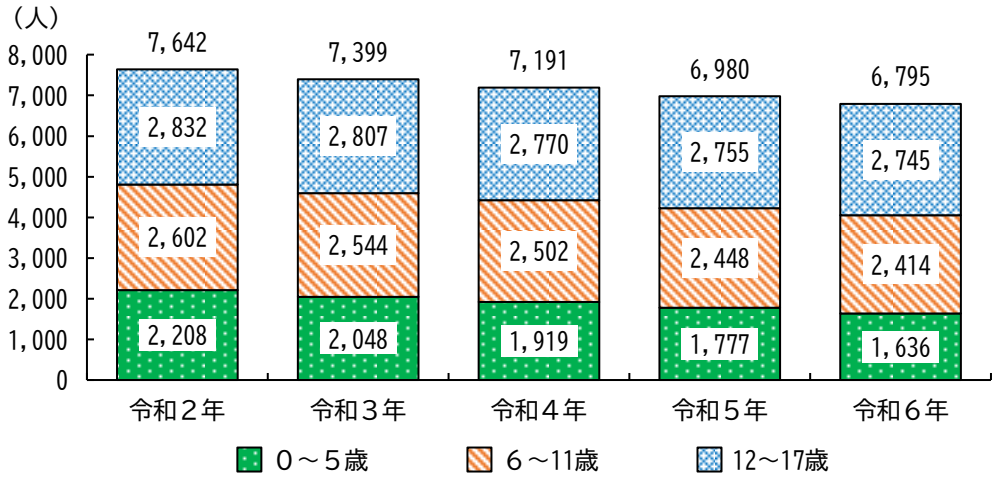

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③11 歳以下の児童人口の推移

11 歳以下の児童人口についても減少傾向となっており、令和６年４月１日現在で 4,050 人、令和２年と令和６年の比較で 760 人の減少となっています。

＜11 歳以下の児童人口の推移＞

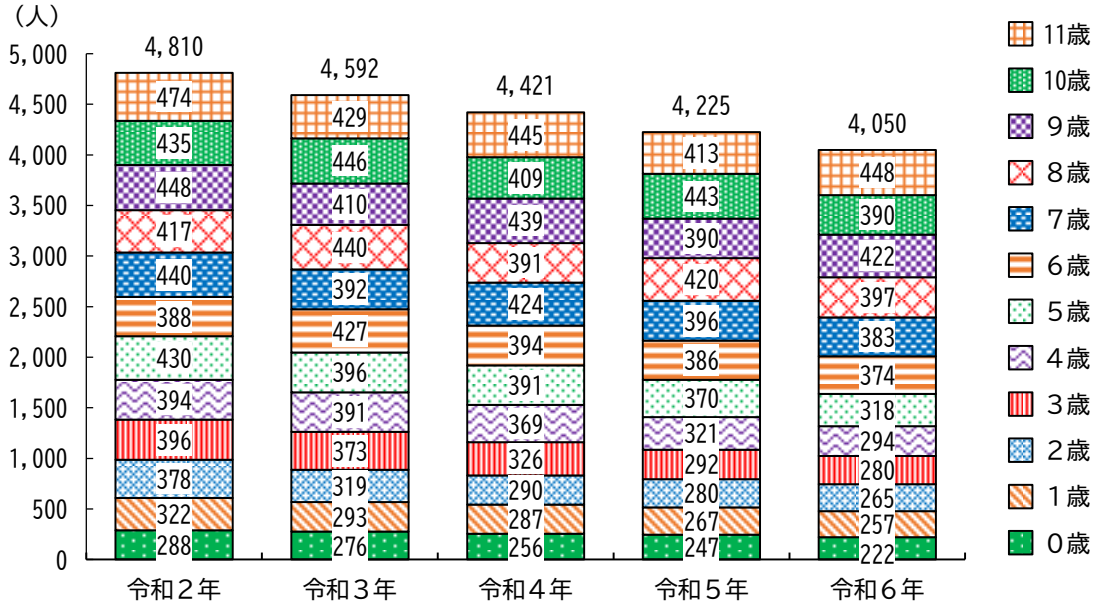

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

④18～39 歳人口の推移

本市の 18～39 歳人口は、直近 2 年間の減少数は小さくなっているものの、緩やかに減少を続けており、令和 6 年 4 月 1 日現在で 10,757 人となっています。

＜18～39 歳人口の推移＞

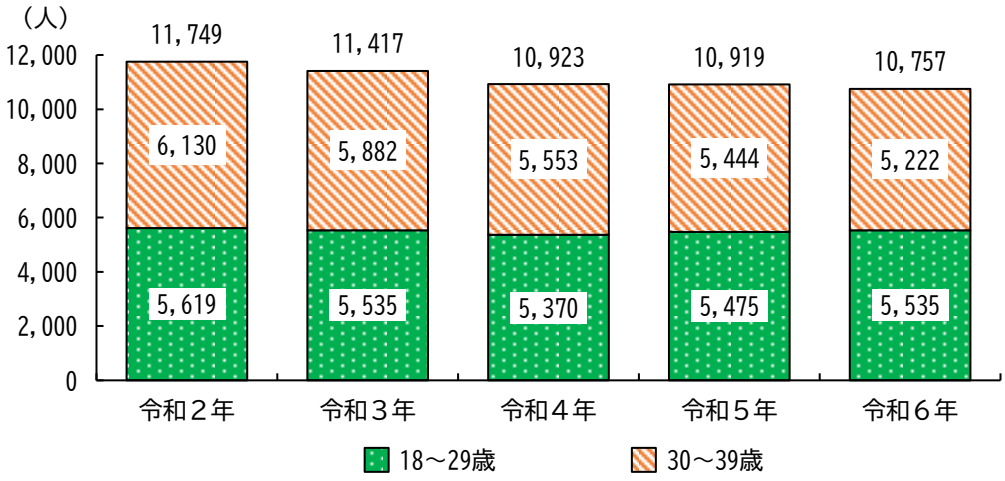

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

⑤外国籍の児童人口の推移

本市の外国籍の児童人口は、令和 4 年以降、増加傾向で推移しており、令和 6 年 4 月 1 日現在で 378 人、令和２年と令和６年の比較で 54 人の増加となっています。

＜外国籍の児童人口の推移＞

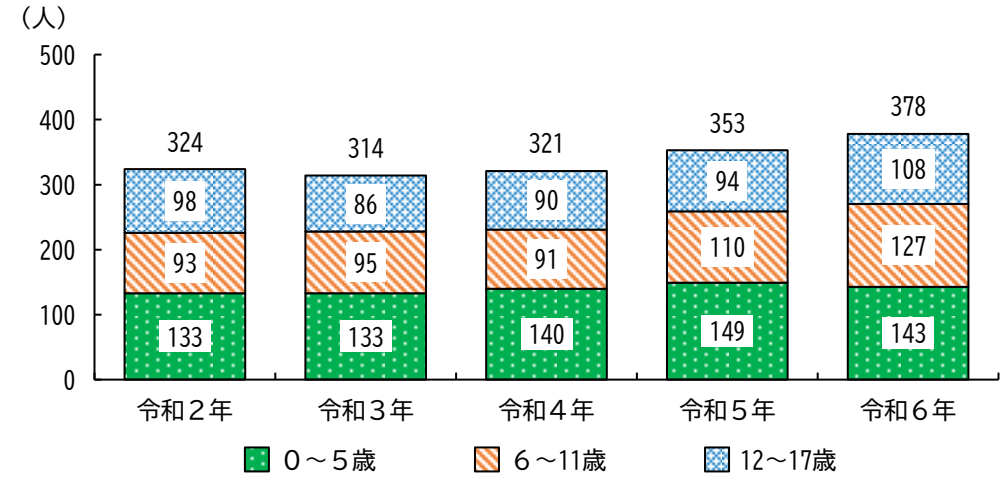

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

⑥障害児数の推移

本市の身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、18 歳未満の手帳所持者数も、令和 3 年度以降は横ばいで推移しています。一方、療育手帳所持者は増加傾向にあり、18 歳未満の手帳所持者数も、令和２年度と令和６年度の比較で 24 人の増加となっています。

＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

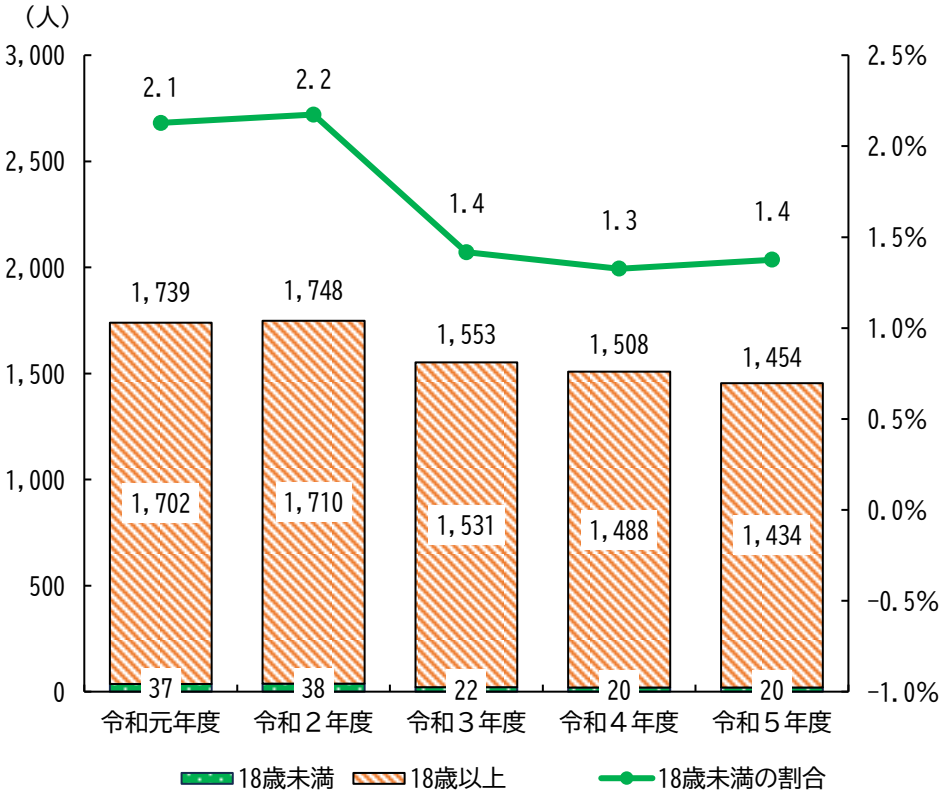

資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

＜療育手帳所持者数の推移＞

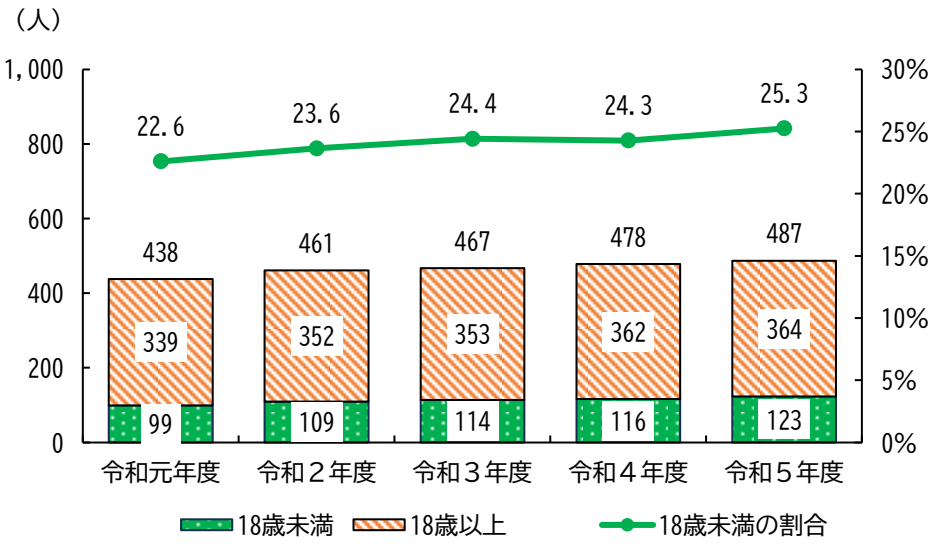

資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

（２）自然動態・社会動態の推移

本市の自然動態（出生・死亡による人口動態）は、一貫して減少傾向となっており、令和４年は 434 人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、過去 10 年間は増減を繰り返しており、令和２年は 215 人、令和３年は 339 人のマイナスとなったものの、令和４年は 243 人のプラスに転じています。

＜自然動態の推移＞

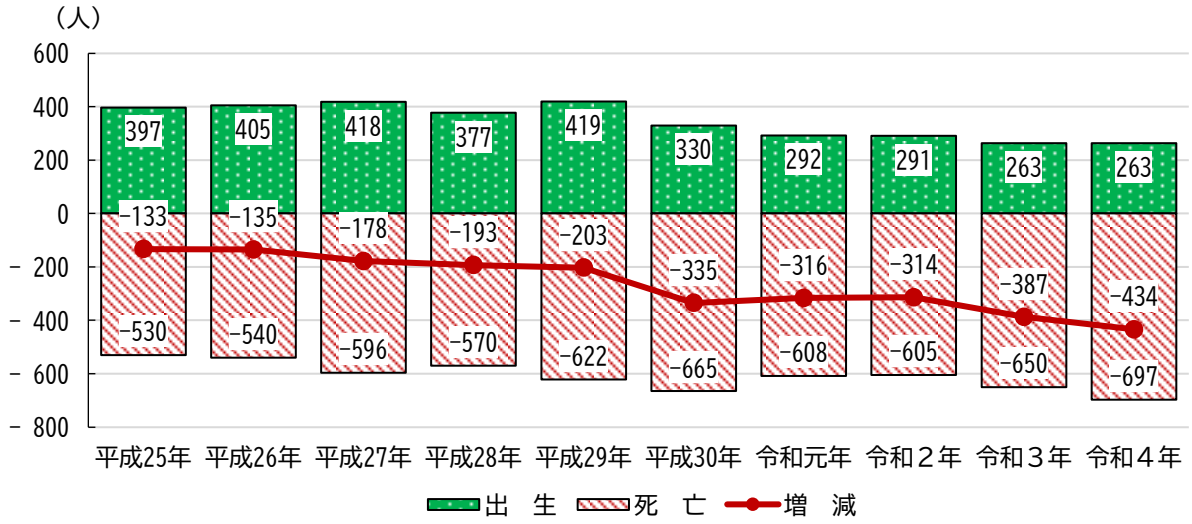

資料：統計ゆうき

＜社会動態の推移＞

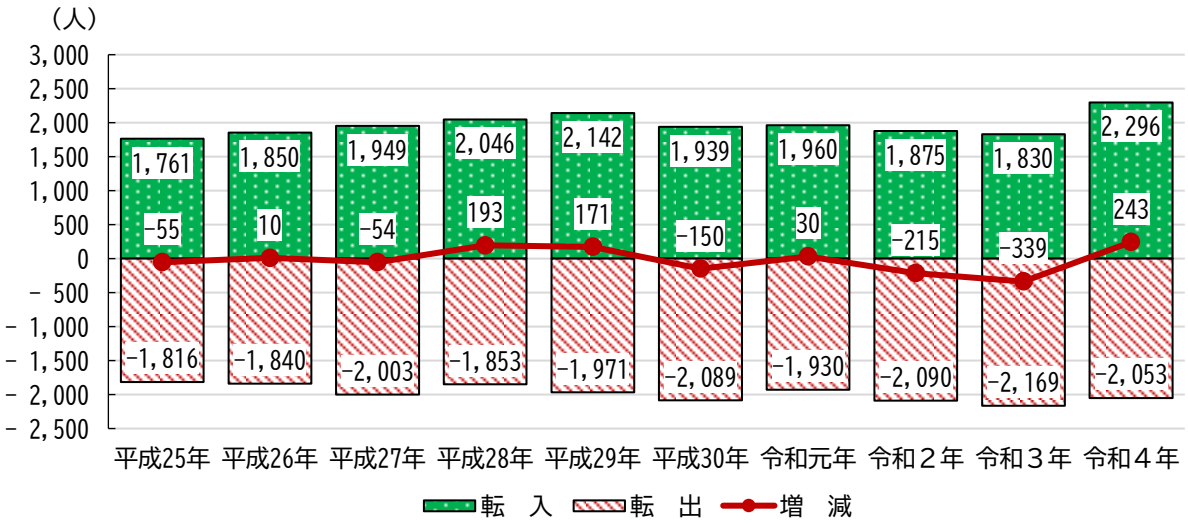

資料：統計ゆうき

（３）世帯の状況

①一般世帯の状況

家族類型別の一般世帯の構成比をみると、本市は全国や茨城県に比べ、「核家族世帯」のうち、「夫婦とこども」の割合がやや高くなっています。ただし、平成 27 年と令和 2 年の比較では、「夫婦とこども」の割合は減少しており、「単独世帯」の増加が顕著となっています。

また、一般世帯数を経年で比較すると、平成 27 年から令和２年の５年間で 1,050 世帯の増加となっており、家族類型別では「単独世帯」に加えて「ひとり親とこども」「夫婦のみ」が増加している一方、「夫婦とこども」、「三世代世帯」が減少しています。

＜家族類型別　一般世帯の構成比＞

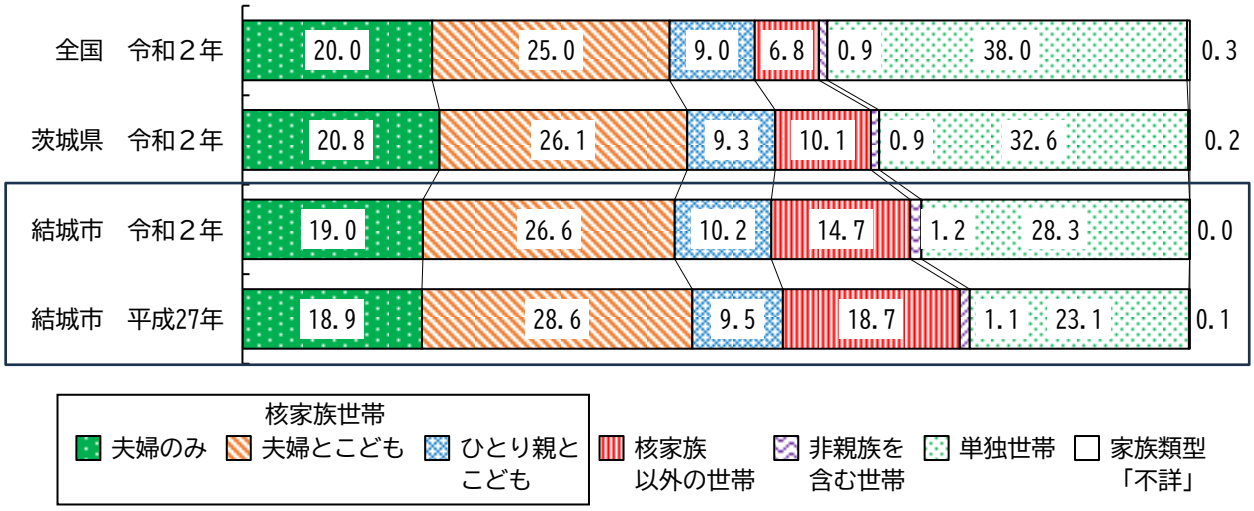

資料：国勢調査

＜家族類型別　一般世帯数及び構成比の推移＞

単位：世帯、％

世帯の家族類型	平成27年		令和２年		H27-R2
	実数	構成比	実数	構成比	増減
核家族世帯	10,403	57.0	10,770	55.8	367
夫婦のみ	3,454	18.9	3,670	19.0	216
夫婦とこども	5,209	28.6	5,129	26.6	-80
ひとり親とこども	1,740	9.5	1,971	10.2	231
男親とこども	318	1.7	371	1.9	53
女親とこども	1,422	7.8	1,600	8.3	178
核家族以外の世帯	3,406	18.7	2,827	14.7	-579
非親族を含む世帯	193	1.1	226	1.2	33
単独世帯	4,220	23.1	5,459	28.3	1,239
家族類型「不詳」	19	0.1	9	0.0	-10
合　　計	18,241	100.0	19,291	100.0	1,050
（再掲）三世代世帯	2,502	13.7	1,979	10.3	-523

（注）一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

資料：国勢調査

②18 歳未満の児童のいる世帯の状況

本市の 18 歳未満の児童のいる世帯数は減少傾向にあり、令和２年には 4,247 世帯となっています。一般世帯に対する 18 歳未満の児童のいる世帯の割合についても、減少傾向にあるものの、一貫して全国、茨城県の平均を上回っており、令和２年では 22.0%となっています。

＜18 歳未満の児童のいる世帯数及び一般世帯に対する割合の推移＞

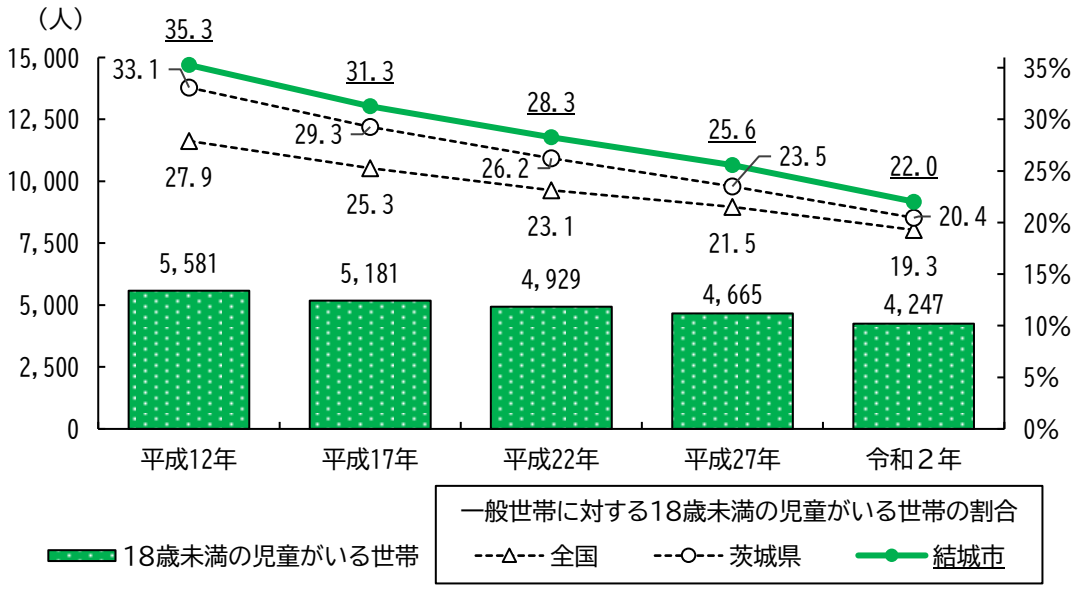

資料：国勢調査

③ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の状況

本市の母子世帯数は、平成 27 年までは増加傾向で推移していましたが、令和２年に減少に転じ 235 世帯、父子世帯数は令和 2 年で 28 世帯となっています。また、一般世帯に対するひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）割合をみると、平成 27 年以降は減少傾向となっており、令和 2 年は 1.36%となっています。全国、茨城県との比較では、平成 22 年以降、全国を上回り県の平均とほぼ同水準で推移しています。

＜ひとり親世帯(母子世帯･父子世帯)数及び一般世帯に対する割合の推移＞

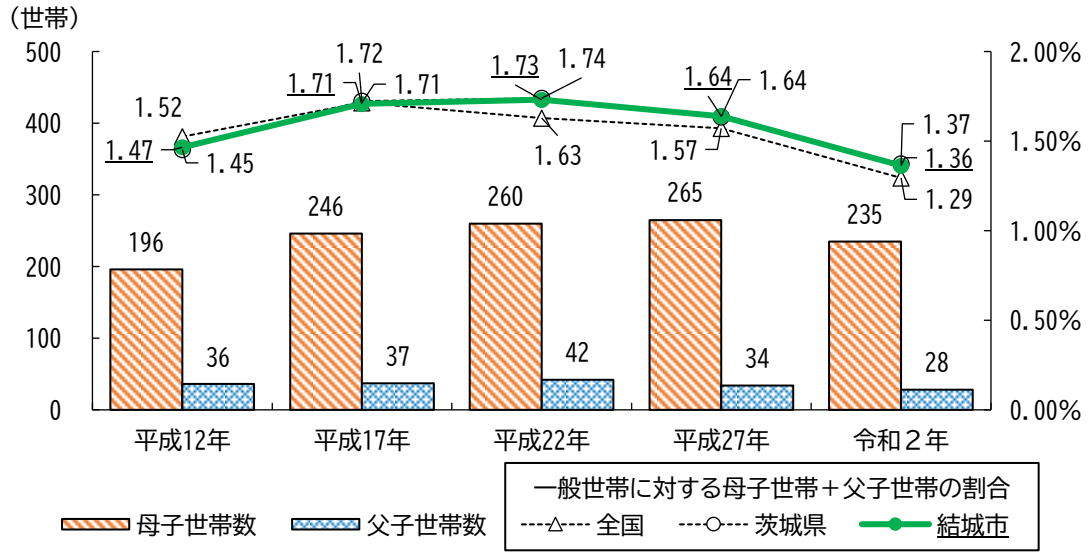

資料：国勢調査

（４）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成 25～29 年では全国、茨城県の平均を上回っていましたが、平成 30 年～令和４年は 1.24 となり、全国、茨城県を下回る数値となっています。

＜合計特殊出生率の推移＞

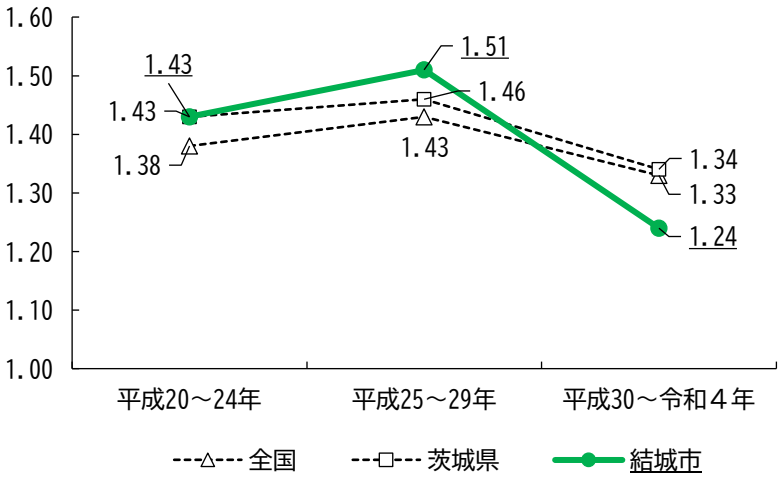

資料：人口動態統計特殊報告

（５）婚姻の状況

①婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、令和元年までは 200 件前後で推移していたものの、令和 2 年以降は 160 件前後と減少しています。離婚件数については、過去 10 年間はほぼ横ばいの状況となっていますが、令和４年は 56 件とやや減少しています。

＜婚姻件数･離婚件数の推移＞

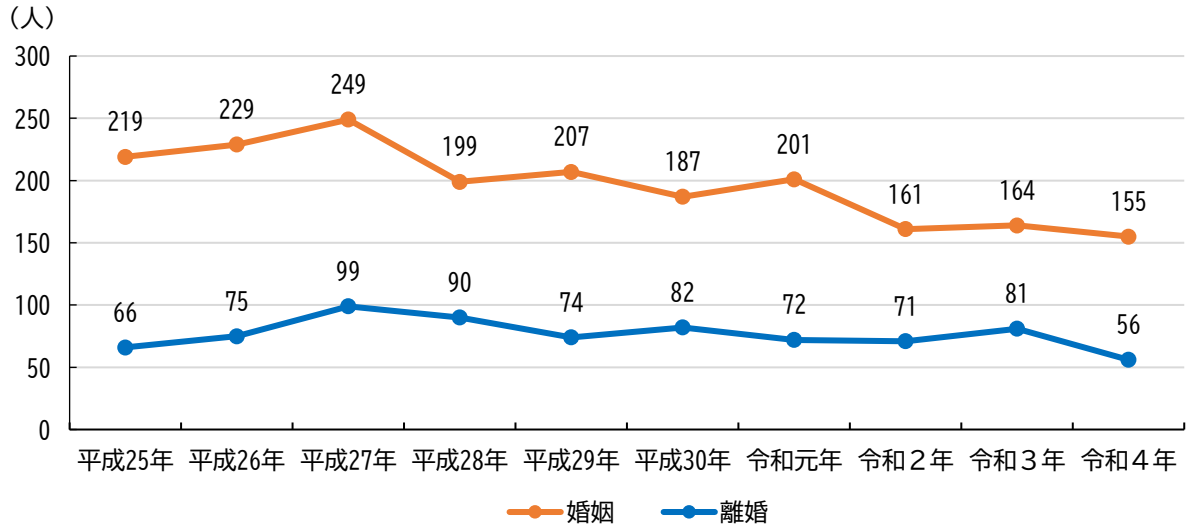

資料：統計ゆうき

②未婚率の推移

本市の未婚率について、20 歳から 44 歳までを男女及び年齢５歳区分でみると、平成 27 年と令和２年の比較で、男女ともに 30～34 歳の上昇幅が大きくなっています。

＜5歳階級別の未婚率の推移＞

［男性］

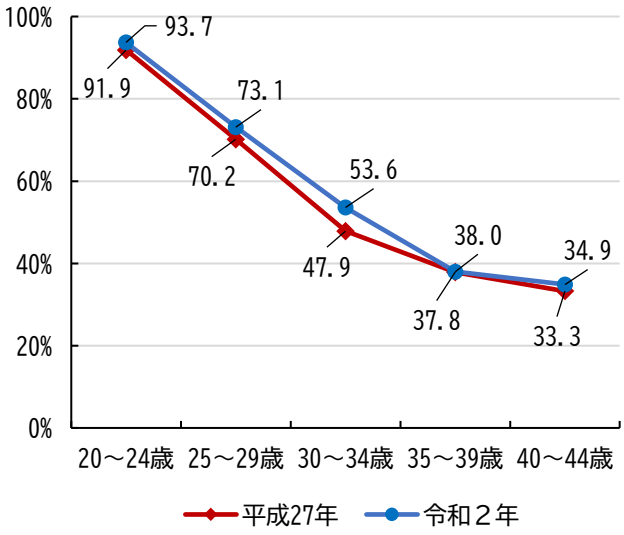

［女性］

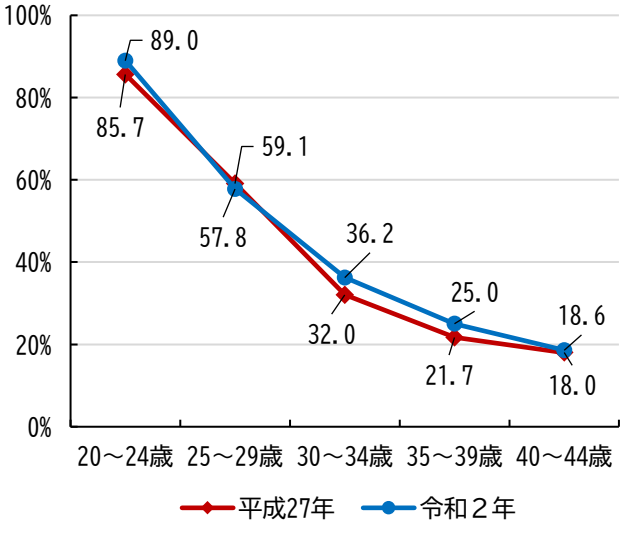

資料：国勢調査

（6）女性就業率の状況

女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる 30 代で一時的に低下し、40 代で再び上昇する、いわゆる「M 字カーブ※1」となっています。平成 27 年と比較すると、M 字カーブの底が上昇しており、特に 30 代前半の女性の就業率の高まりがみられるとともに、40～50 代で全国、茨城県の平均を上回る水準となっています。

＜女性就業率の推移＞

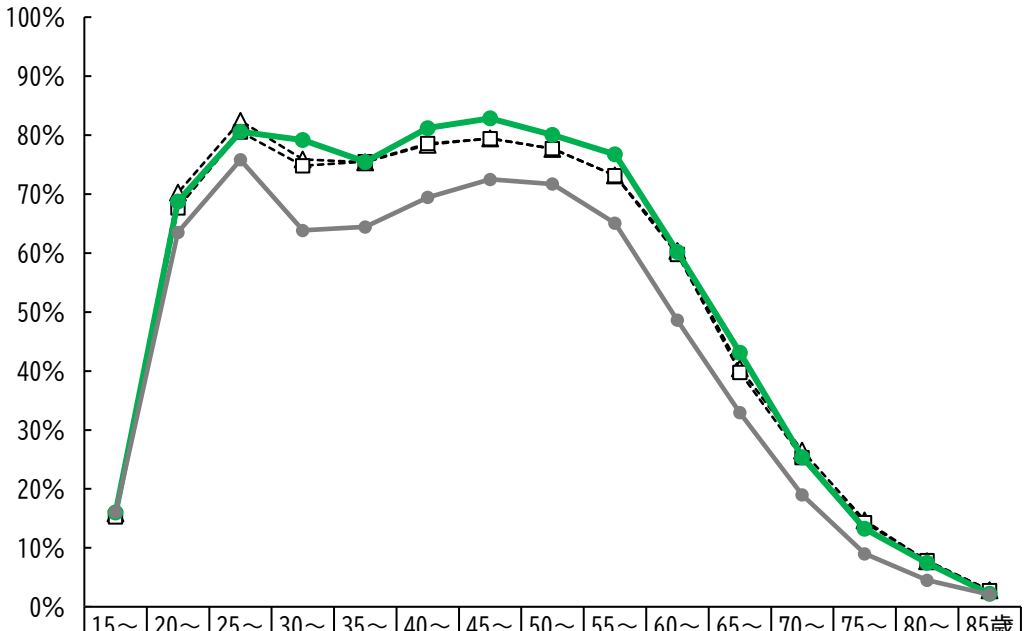

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
令和２年（全国）	15.8	70.3	82.5	75.9	75.4	78.4	79.5	77.7	73.2	60.4	40.5	26.5	14.7	7.8	2.8
令和２年（茨城県）	15.3	67.7	80.5	74.8	75.5	78.6	79.4	77.7	73.1	59.8	39.8	25.3	14.3	7.8	2.8
令和２年（結城市）	16.0	68.8	80.6	79.2	75.5	81.2	82.9	80.0	76.7	60.2	43.1	25.4	13.3	7.5	2.2
平成27年（結城市）	16.1	63.5	75.8	63.9	64.4	69.4	72.5	71.7	65.1	48.6	32.9	19.0	9.0	4.5	2.1

資料：国勢調査

※1　M 字カーブ：女性の年齢別就業率をみると、結婚出産期に当たる 20 代後半から 30 代にかけて一時低下し、その後再び上昇している。これをグラフで描くと M 字のカーブになることからこう呼ばれている。

（７）経済的支援の状況

①生活保護受給世帯・人員数及び保護率

本市の生活保護受給世帯数は、微増から横ばいで推移しており、令和５年度は 370 世帯、人員数は 442 人、人口千人あたりの保護率は 8.8 人（8.8‰※1）となっています。

＜生活保護受給世帯･人員数及び保護率の推移＞

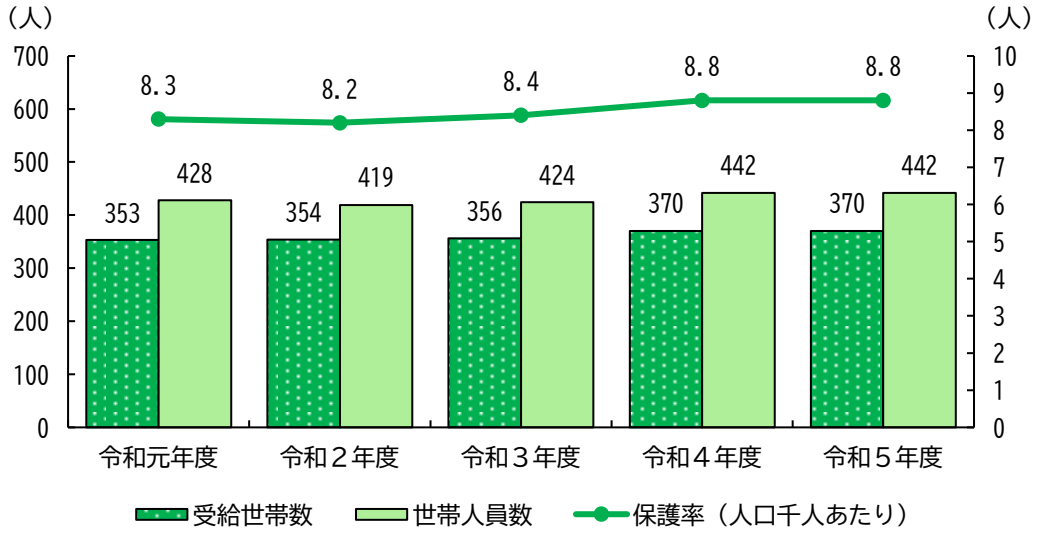

資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

②生活保護受給世帯に属する 18 歳未満の人数及び保護率

本市の生活保護受給世帯に属する 18 歳未満の人数は、令和３年度以降、増加傾向にあり、令和５年度は 23 人、18 歳未満人口に占める人口千人あたりの保護率は 3.3 人（3.3‰）となっています。

＜生活保護受給世帯に属する 18 歳未満の人数及び保護率の推移＞

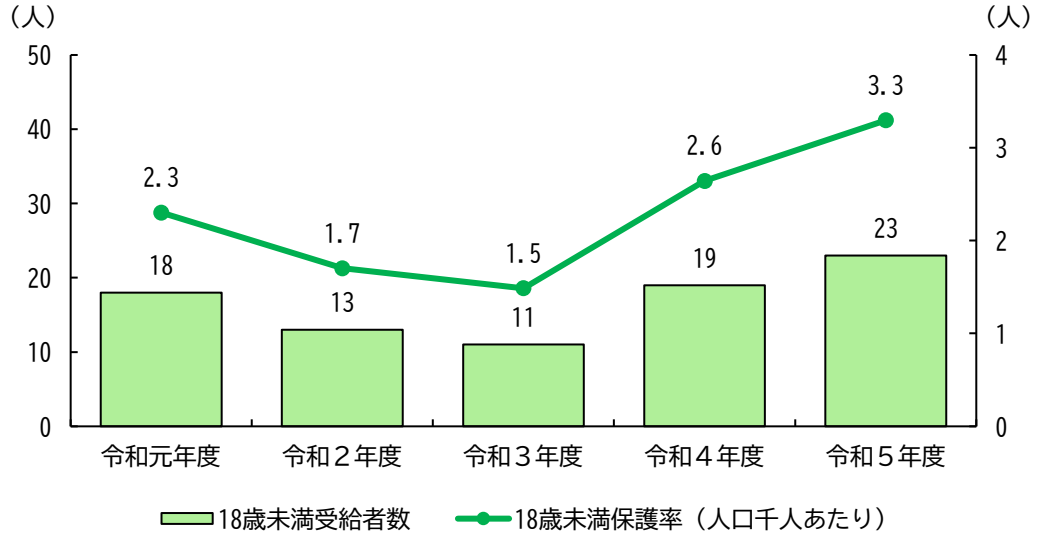

資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

※1　‰（パーミル）：1000 分の１を１とする単位（千分率）であり、1‰は 0.1%となる。

③児童扶養手当※1受給者数

本市の児童扶養手当受給者数は、少子化に伴い減少が続いており、令和５年度は 313 人となっています。

＜児童扶養手当受給者数の推移＞

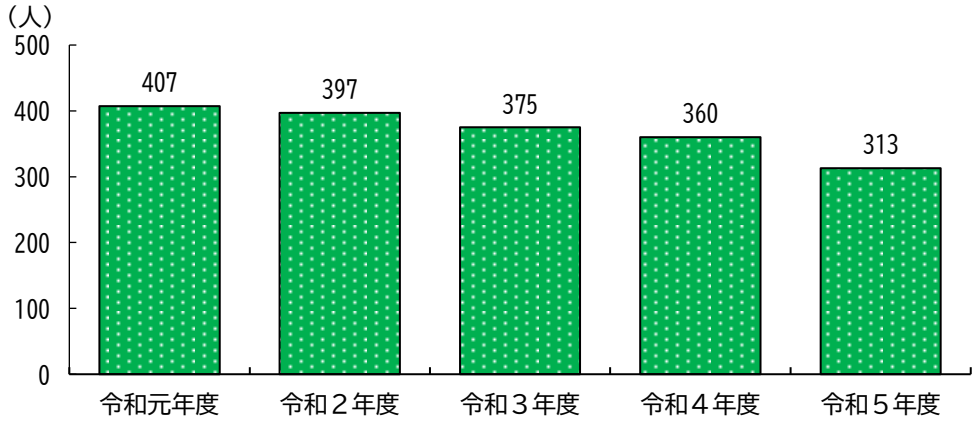

資料：子ども福祉課

④小学校就学援助※2費認定者数及び認定率

本市の小学校就学援助費認定者数は、令和３年度以降、減少傾向となっており、令和５年度は 106 人、認定率は 4.38%となっています。

＜小学校就学援助費認定者数及び認定率の推移＞

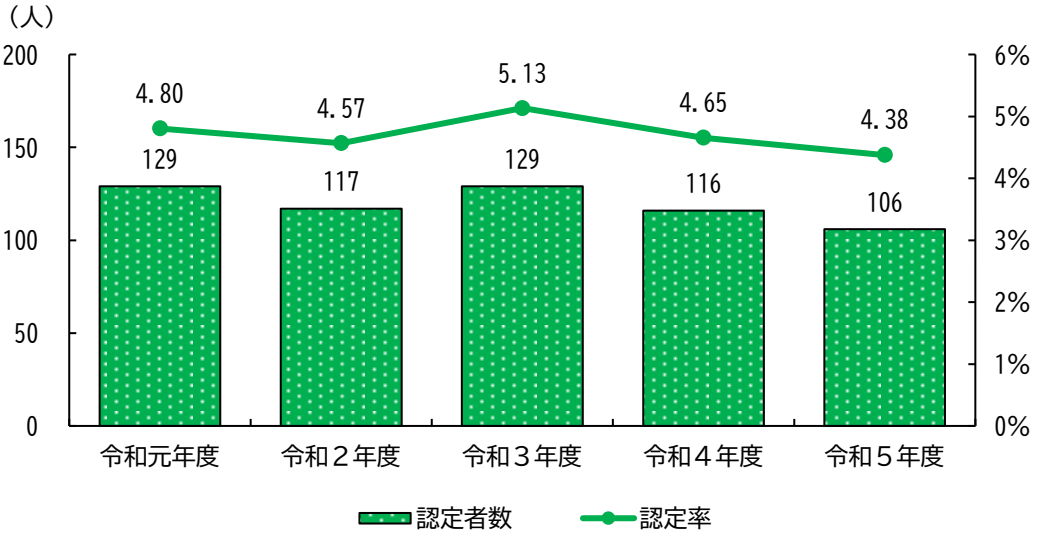

資料：学校教育課

※1　児童扶養手当：父母が離婚するなどして、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童のために、地方自治体から支給される手当。

※2　就学援助：経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して行われる、学用品費、給食費等教育に必要な援助のこと。

⑤中学校就学援助費認定者数及び認定率

本市の中学校就学援助費認定者は、令和２年度以降、減少傾向となっており、令和５年度は 69 人、認定率は 5.39％となっています。

＜中学校就学援助費認定者数及び認定率の推移＞

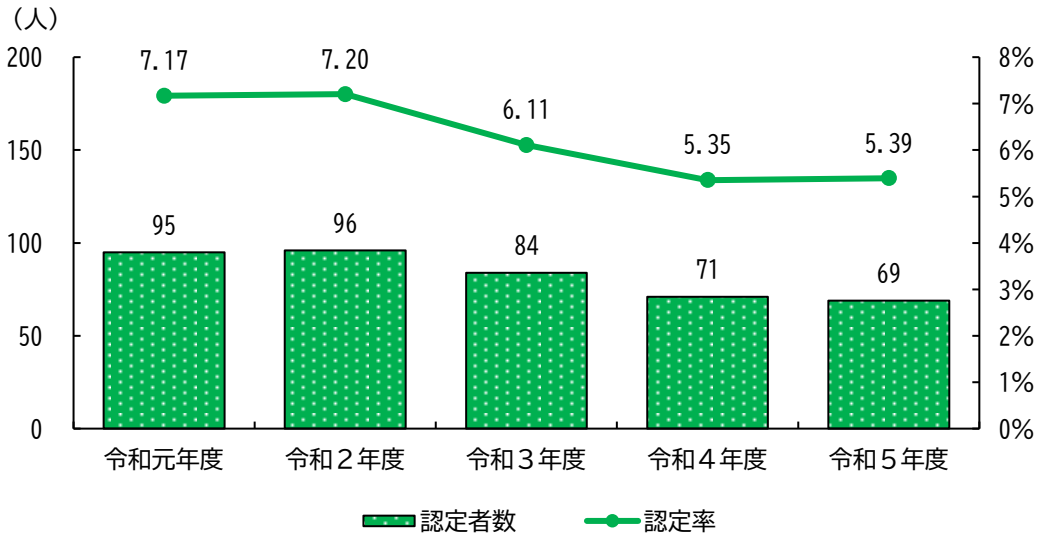

資料：学校教育課

（８）学校教育関連の状況

①市内小学校の不登校児童数及び在籍比率

市内小学校の不登校児童数及び在籍比率は、令和２年度以降、増加傾向となっており、令和５年度は 57 人、2.4%となっています。

＜市内小学校の不登校児童数及び在籍比率の推移＞

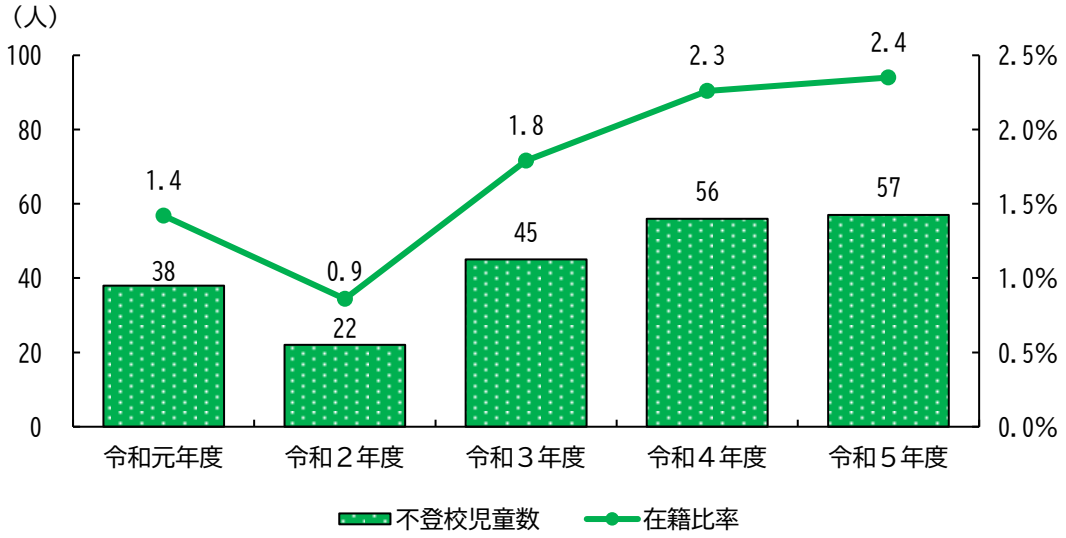

資料：学校教育課

②市内中学校の不登校生徒数及び在籍比率

市内中学校の不登校生徒数及び在籍比率は、令和４年度まで増加傾向となっていましたが、令和５年度は減少に転じ、84 人、6.4%となっています。

＜市内中学校の不登校生徒数及び在籍比率の推移＞

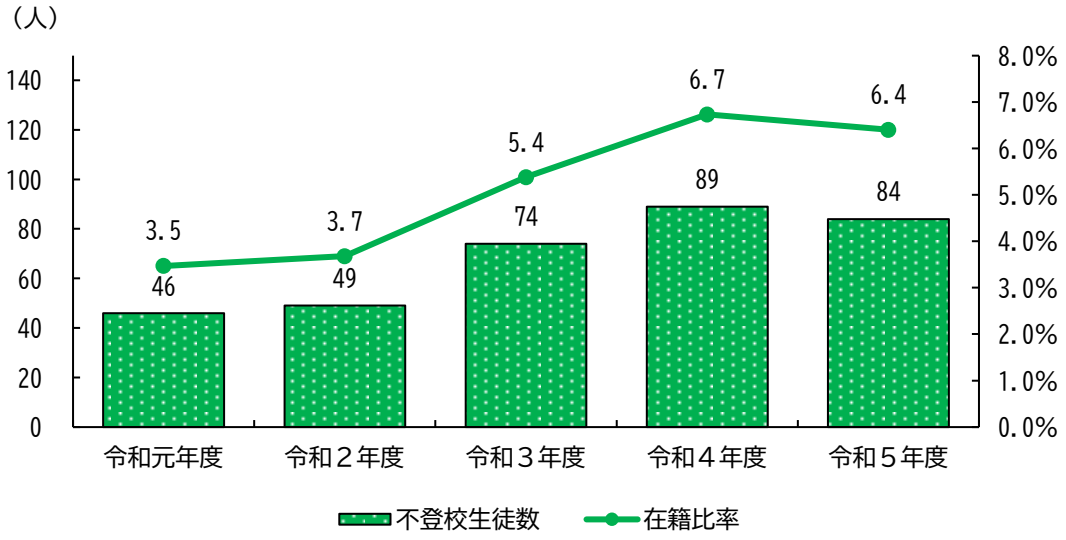

資料：学校教育課

③スクールカウンセラー※1及びスクールソーシャルワーカー※2相談件数

スクールカウンセラーへの相談件数は、令和 4 年度が 443 件、令和 5 年度は 362 件となっています。スクールソーシャルワーカーへの相談件数は、令和 3～4 年度は 1,800 件台でしたが、令和 5 年度は 1,616 件と減少しています。

＜スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー相談件数の推移＞

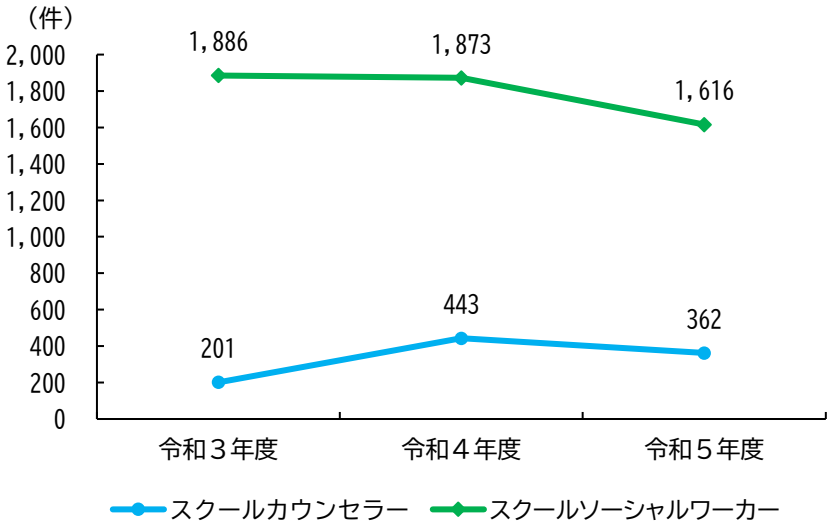

資料：学校教育課

※1　スクールカウンセラー:児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を担う、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。
※2　スクールソーシャルワーカー:虐待やいじめの対応など、児童生徒と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、児童生徒を取り巻く環境を調整する社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ福祉の専門家。

（９）若者の就労関連の状況

①若年者の完全失業者数及び完全失業率

本市の若年者の完全失業者数について、平成 27 年と令和２年の比較では、いずれの年代も減少しており、特に 20 代後半で大きく減少しています。また、完全失業率についても、平成 27 年と令和２年の比較では、いずれの年代も低下していますが、20 代前半と 30 代で全国、茨城県の水準を上回る水準となっています。

＜若年者の完全失業者数の推移＞

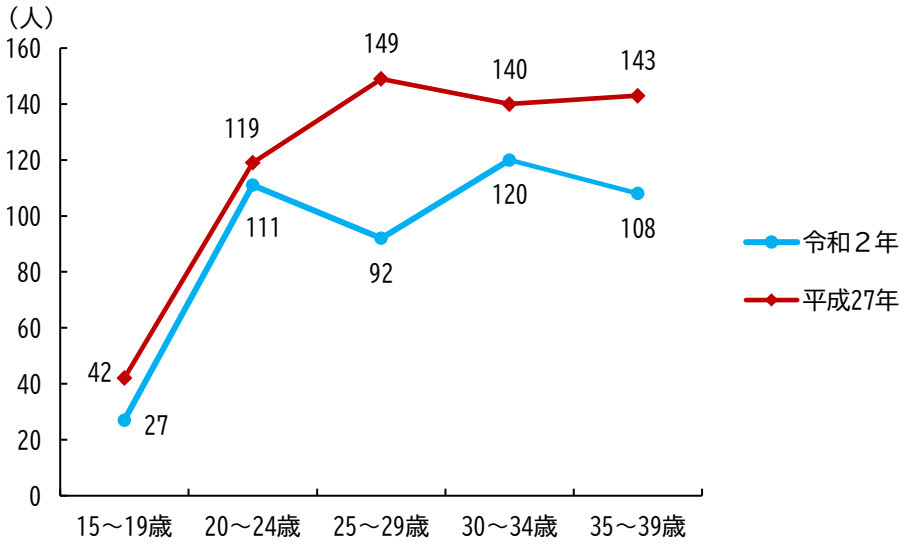

資料：国勢調査（不詳補完値による）

＜若年者の完全失業率の推移＞

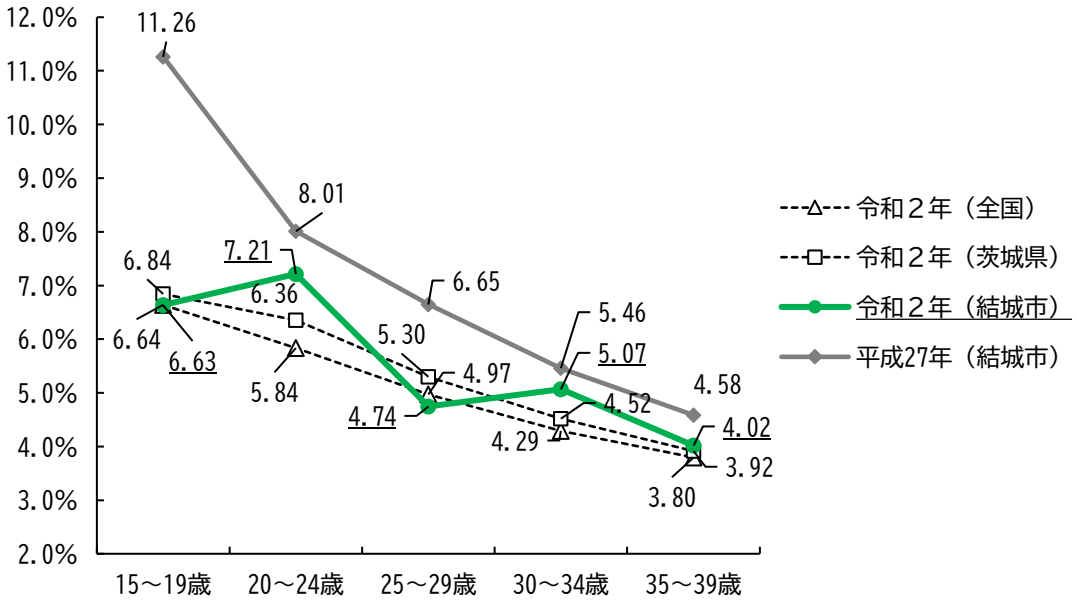

資料：国勢調査（不詳補完値による）

②若年無業者※1数及び若年無業者の割合

本市の若年無業者数について、平成 27 年と令和２年の比較では、10 代後半と 20 代後半で減少しています。若年無業者の割合を年代別でみると、20 代前半で 1.93％と高くなっているものの、全国、茨城県の平均は下回っています。

＜若年者無業者数の推移＞

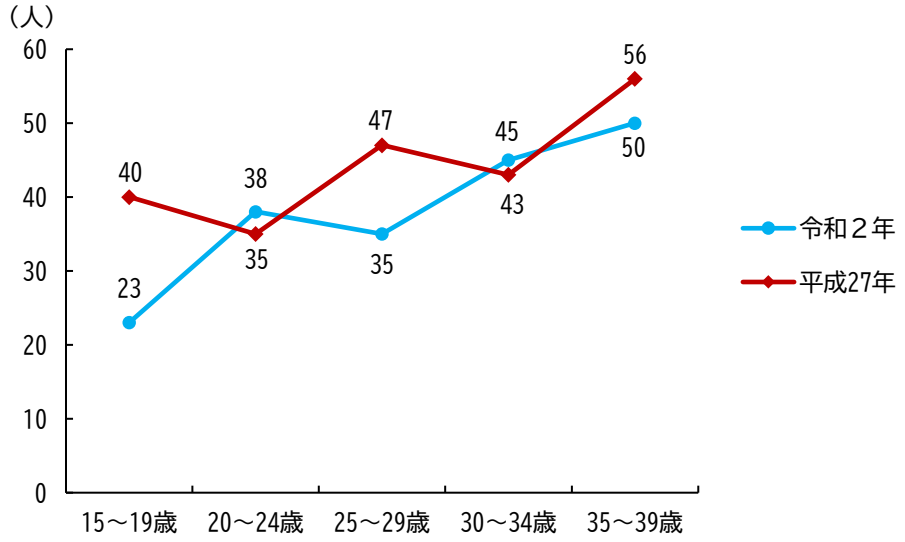

資料：国勢調査（不詳補完値による）

＜若年者無業者の割合の推移＞

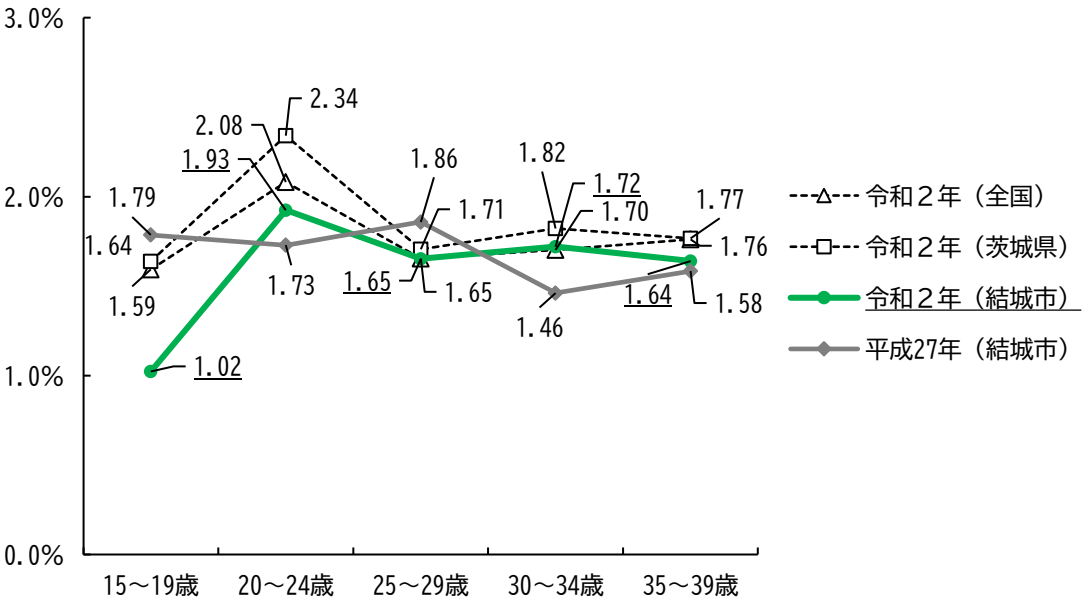

資料：国勢調査（不詳補完値による）

※1　若年無業者：総務省が行っている労働力調査における、15～34 歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいう。国勢調査では、非労働力人口のうち「その他」に分類される。ここでは 35～39 歳も参考までに掲載している。

2　第２期結城市子ども・子育て支援事業計画の評価・検証

第２期結城市子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みとその確保方策を設定し、こどもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

新たな計画を策定するにあたり、第２期計画の進捗状況等について評価・検証を行うとともに、ニーズ調査の結果も踏まえ、課題を整理しました。

（１）教育・保育

①１号認定（３～５歳）

単位：人（各年4月1日時点）

１号認定（３～５歳）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	454	450	430	410	410
②認定者数（実績値）	438	397	366	290	269
③量の見込み差（②－①）	▲ 16	▲ 53	▲ 64	▲ 120	▲ 141
◆量の見込み乖離率（③÷①）	4%	12%	15%	29%	34%

②２号認定（３～５歳）

単位：人（各年4月1日時点）

２号認定（３～５歳）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	720	722	699	693	690
②認定者数（実績値）	759	761	729	693	608
③量の見込み差（②－①）	39	39	30	0	▲ 82
◆量の見込み乖離率（③÷①）	5%	5%	4%	0%	12%

③３号認定（０歳）

単位：人（各年 10 月1日時点）

３号認定（０歳）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	95	95	96	95	95
②認定者数（実績値）	109	85	92	97	69
③量の見込み差（②－①）	14	▲ 10	▲ 4	2	▲ 26
◆量の見込み乖離率（③÷①）	15%	11%	4%	2%	27%

④３号認定（１歳）

単位：人（各年4月1日時点）

３号認定（１歳）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	202	227	233	230	222
②認定者数（実績値）	176	181	153	161	170
③量の見込み差（②－①）	▲ 26	▲ 46	▲ 80	▲ 69	▲ 52
◆量の見込み乖離率（③÷①）	13%	20%	34%	30%	23%

⑤３号認定（２歳）

単位：人（各年4月1日時点）

３号認定（２歳）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	218	199	224	220	221
②認定者数（実績値）	241	212	200	161	172
③量の見込み差（②－①）	23	13	▲ 24	▲ 59	▲ 49
◆量の見込み乖離率（③÷①）	11%	7%	11%	27%	22%

【評価と課題】

１号認定は計画値と実績値の乖離が大きくなっており、少子化に加え、核家族化や共働き家庭の増加等、子育て世帯を取り巻く環境の変化が主な要因と考えられます。就学前児童の保護者に対するニーズ調査の結果でも、幼稚園の利用意向は減少傾向となっており、認定こども園への移行促進等も含め、確保方策の方向性としては、適正な量となるよう検討が必要です。

２号認定については、令和５年度まで概ね計画通りの進捗となっていましたが、令和６年度は乖離が大きくなっています。ただし、ニーズ調査の結果によると、保育所（園）の利用意向は高まっており、各施設の入所状況に合わせた定員管理を行っていく必要があります。

３号認定については、特に令和４年度以降、1～2 歳児で実績値が計画値を大きく下回り、乖離が大きくなっている一方、０歳児を中心に、年度途中の待機児童の発生が恒常化している状況もあり、市全体の保育定員数の適正管理が課題となっています。

（２）地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

単位：か所

利用者支援事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
②実績値	1	1	1	2	2
基本型	0	0	0	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
③量の見込み差（②－①）	0	0	0	1	1

【評価と課題】

令和５年度から母子保健型に加え、基本型として子育て支援センターにて事業を行っています。保健師や保育士による相談体制を構築し、必要に応じて関係機関と連携するなど、適切な支援を行っています。

令和７年４月のこども家庭センター開設に伴い、関係機関との更なる連携を行い、切れ目ない支援を充実させることが重要です。

②地域子育て支援拠点事業

単位：人回／年

地域子育て支援拠点事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	8,800 （2か所）	9, 000 （2か所）	9,500 （2か所）	9,500 （2か所）	9,500 （2か所）
②実績値	5,350 （2か所）	4,366 （2か所）	7,241 （2か所）	7,398 （2か所）	7,449 （2か所）
③量の見込み差（②－①）	▲ 3,450	▲ 4,634	▲ 2,259	▲ 2,102	▲ 2,051

【評価と課題】

令和 2 年度と令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、実績値が計画値を大きく下回りましたが、令和 4 年度以降は 7,000 人を超えており、増加傾向にあります。引き続き、交流の場を提供し、子育てに関する不安や負担感の緩和、社会的孤立の解消を図るとともに、より多くの保護者が利用しやすい環境整備に取り組んでいく必要があります。

③妊婦健康診査事業

単位：人回／年

妊婦健康診査事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	4,450	4,450	4,450	4,450	4,450
②実績値	3,398	3,243	3,123	2,649	2,973
③量の見込み差（②－①）	▲ 1,052	▲ 1,207	▲ 1,327	▲ 1,801	▲ 1,477

【評価と課題】

出生数の減少により、令和 5 年度まで減少傾向となっていましたが、令和 6 年度は増加に転じています。妊娠届を提出した妊婦に対して、母子健康手帳の受け渡し時に受診を勧奨しており、受診率は高くなっているものの、今後も未受診者の減少に向け、様々な場面で受診勧奨を図っていくことが重要です。

④乳児家庭全戸訪問事業

単位：人／年

乳児家庭全戸訪問事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	370	370	370	370	370
②実績値	291	253	274	226	222
③量の見込み差（②－①）	▲ 79	▲ 117	▲ 96	▲ 144	▲ 148

【評価と課題】

出生数の減少により、計画期間中は一貫して実績値が計画値を下回りました。引き続き、子育て家庭の不安やニーズに寄り添いながら、生後４か月を迎える日までの乳児のいるすべての家庭の養育環境の把握に努め、必要な支援の提供を図ることが必要です。

⑤養育支援訪問事業

単位:人／年

養育支援訪問事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	250	270	300	300	320
②実績値	385	250	260	274	302
③量の見込み差（②−①）	135	▲ 20	▲ 40	▲ 26	▲ 18

【評価と課題】

令和 2 年度のみ、実績値が計画値を上回ったものの、令和 3 年度以降は概ね見込みに近い実績で推移しました。支援が必要な家庭を把握し、関係を構築しながら支援につなげるため、引き続き関係機関との連携を強化していくことが重要です。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

単位:人日／年

子育て短期支援事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	30 (4か所)	30 (4か所)	30 (4か所)	30 (4か所)	30 (4か所)
②実績値	0	0	0	0	0
③量の見込み差（②−①）	▲ 30	▲ 30	▲ 30	▲ 30	▲ 30

【評価と課題】

過去の利用実績に基づき、量の見込みを設定していましたが、計画期間中の実績はありませんでした。今後もセーフティネットとして、受け入れ体制を確保することが必要です。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（小学生）

単位:人日／年

子育て援助活動支援事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	59	60	58	59	58
②実績値	54	50	53	51	55
③量の見込み差（②−①）	▲ 5	▲ 10	▲ 5	▲ 8	▲ 3

【評価と課題】

計画期間中は概ね見込みに近い実績で推移しています。今後も、安定したサービスの提供が図れるよう、提供会員の確保に取り組んでいく必要があります。

⑧一時預かり事業

単位：人日／年

一時預かり事業（幼稚園型）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	13,830 （3か所）	13,830 （3か所）	13,830 （3か所）	13,830 （3か所）	13,830 （3か所）
②実績値	11,023 （3か所）	10,754 （3か所）	7,525 （3か所）	3,589 （3か所）	3,346 （3か所）
③量の見込み差（②－①）	▲ 2,807	▲ 3,076	▲ 6,305	▲ 10,241	▲ 10,484

一時預かり事業（幼稚園型以外）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	890 （4か所）	890 （4か所）	890 （4か所）	890 （4か所）	890 （4か所）
②実績値	294 （2か所）	247 （2か所）	239 （2か所）	514 （4か所）	506 （4か所）
①　量の見込み差（②－①）	▲ 596	▲ 643	▲ 651	▲ 376	▲ 384

【評価と課題】

幼稚園型は、対象児童数の減少と施設の受け入れ体制の変更等により実績値が大きく減少しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、幼稚園型以外では令和 2 年度から令和 4 年度まで実施か所数が計画値を下回りました。令和 5 年度以降は 4 か所で実施していますが、実績値が計画値を下回っている状況です。

⑨延長保育事業

単位：人／年

延長保育事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	403 （9か所）	423 （9か所）	425 （9か所）	425 （9か所）	425 （9か所）
②実績値	213 （9か所）	283 （9か所）	278 （10か所）	279 （9か所）	290 （9か所）
③量の見込み差（②－①）	▲ 190	▲ 140	▲ 147	▲ 146	▲ 135

【評価と課題】

計画期間中は一貫して実績値が計画値を下回ったものの、令和 3 年度以降は 280 人前後で推移しています。就学前児童の保護者に対するニーズ調査の結果では、保育園の利用意向は増加傾向となっており、引き続き利用者ニーズの把握が重要になります。

⑩病児・病後児保育事業

単位：人日／年

病児・病後児保育事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	1,200 （2か所）	1,200 （2か所）	1,200 （2か所）	1,200 （2か所）	1,200 （2か所）
②実績値	395 （2か所）	735 （2か所）	622 （2か所）	1,347 （5か所）	1,567 （6か所）
③量の見込み差（②－①）	▲ 805	▲ 465	▲ 578	147	367

【評価と課題】

令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実績値が計画値を大きく下回ったものの、その後徐々に増加し、令和５年度以降は計画値を上回っている状況です。ニーズ調査の結果でも、病児・病後児保育事業の利用意向は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに前回の調査と比較し増加していることから、引き続き、利用者のニーズに対応した提供体制の確保を図っていく必要があります。

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

単位：人

放課後児童クラブ	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（計画値）	445 （15か所）	455 （15か所）	460 （15か所）	440 （15か所）	445 （15か所）
小学１～３年生	323	330	334	319	323
小学４～６年生	122	125	126	121	122
②実績値	443	460	469	516	545
小学１～３年生	307	343	343	387	392
小学４～６年生	136	117	126	129	153
③量の見込み差（②－①）	▲ 2	5	4	29	100

【評価と課題】

令和３年度以降、実績値が計画値を上回っており、令和６年度は特に量の見込みと実績値の差が大きくなっています。ニーズ調査の結果でも、放課後児童クラブの利用意向は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに前回の調査と比較し増加していることから、引き続き、今後の対象年齢人口の見通しや学校再編に向けた検討・整備の進捗等を踏まえ、必要となる放課後児童クラブ数、定員を確保していく必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

こどもたちは未来を担うかけがえのない存在であり、まちに活力と希望を与える宝です。

結城市で暮らすこどもたちが、健やかに成長していくためには、保護者が安心してこどもを産み育てられ、親子がともに子育てを通じて、喜びを感じられる環境づくりが大切です。

そして、未来を担うこどもや若者が、豊かな人間性と社会性を身につけ、自らの力で未来を切り開いていくことができるよう、地域全体でこども・若者・子育て家庭を支える“こどもがまんなかのまちづくり”を推進していく必要があります。

本計画では、こどもたちが将来に夢と希望を持てるまちを、地域の力を合わせてつくっていくことを目指し、基本理念を次のように定めます。

こども・若者の未来を育む　こどもまんなかまちづくり

２　基本目標

基本理念の実現に向け、施策の方向性を示すものとして、次の５つの基本目標を掲げます。

基本目標１　こどもの権利を守り生きる力を育むまちづくり

すべてのこどもが権利の主体として尊重され、自分らしい人生を自ら選択できるよう、地域全体でこどもの権利を守り、豊かな人間性と社会性を育む環境づくりに努めます。また、結城市の特色を活かした様々な遊びや体験活動の機会を通して、こどもの生きる力を育むまちづくりを推進します。

基本目標２　安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり

子育てに意欲的な世代を育むため、出産前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援や身近な相談体制、情報提供の充実を図ります。また、保護者が負担や孤立感を感じることなく、地域で安心してこどもを育てられるよう、子育て家庭の生活を支える各種支援制度の充実を図ります。

基本目標３　こども・若者の健やかな成長を支えるまちづくり

安全・安心が確保された場で、こどもたちが学び、成長していくことができるよう、質の高い教育・保育環境の整備に取り組むとともに、こども・若者の視点に立った居場所の整備・充実に努めます。また、悩みや不安を抱えるこども・若者を支援するため、学校等における相談支援体制の充実を図り、こども・若者の夢や希望を育むまちづくりを推進します。

基本目標４　こども・若者と子育て家庭を地域で支えるまちづくり

親子がともに子育てを通じて喜びを感じ、地域で充実した暮らしを送ることができるよう、子育て支援のネットワークが充実したまちづくりを推進します。また、子育てと仕事の両立を図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や子育てしながら働き続けられる環境の整備・促進を図ります。

基本目標５　すべてのこども・若者が安心して暮らせるまちづくり

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困などの困難な環境にあるこども・若者や子育て家庭への支援の充実を図ります。また、障害等のあるこどもや家族への支援の充実を図るとともに、すべてのこども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

３　計画の体系

基本理念　こども・若者の未来を育む こどもまんなかまちづくり

基本目標１　こどもの権利を守り生きる力を育むまちづくり

基本施策１　こどもの権利を大切にする取り組みの推進
基本施策２　児童虐待防止対策の推進
基本施策３　生きる力を育てる遊びや体験活動の充実

基本目標２　安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり

基本施策１　切れ目のない子育て支援体制の推進
基本施策２　子育て相談等の充実
基本施策３　子育て家庭への経済的支援の充実

基本目標３　こども・若者の健やかな成長を支えるまちづくり

基本施策１　幼児期の教育・保育の充実
基本施策２　こども・若者の居場所の確保
基本施策３　健やかな成長を育む教育環境の整備
基本施策４　こども・若者の社会参加支援

基本目標４　こども・若者と子育て家庭を地域で支えるまちづくり

基本施策１　こども・若者の育ちを見守り支える地域づくり
基本施策２　子育てと仕事の両立支援

基本目標５　すべてのこども・若者が安心して暮らせるまちづくり

基本施策１　配慮が必要なこどもと家庭への支援
基本施策２　障害児への支援体制の充実
基本施策３　安全・安心なまちづくりの推進

第４章　施策の展開

基本目標１　こどもの権利を守り生きる力を育むまちづくり

現状と課題

●令和５年４月１日に施行された「こども基本法」は、国連による「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の４原則（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を反映した内容となっています。

●こどもの権利擁護のための取組を推進していくとともに、こども・若者が自ら主体的に意見を表明し、社会に参加していくことができるよう、地域全体で「こどもの最善の利益」について考えていくことが必要です。

●一方で、国の統計によると、全国の児童虐待相談対応件数（令和４年度速報値）は約 22 万件で過去最多となり、統計を開始した平成２年度以降、一貫して増加しています。

●児童虐待への対策にあたっては、こどもの権利侵害の未然防止とともに、被害の早期発見・早期対応につなぐ各関係機関の協力・連携体制の構築が不可欠であり、被害を受けたこどもの迅速かつ適切な救済等の支援を図る必要があります。

●また、児童虐待の防止のためには、親の子育ての不安や負担感を軽減させる支援や地域における親子の孤立を防ぐ体制の充実が必要です。

●加えて、こどもの豊かな人間性と社会性を育み、生きる力を伸ばしていくためには、地域において様々な体験や活動の機会が提供されていることが重要です。

●こども・若者を対象としたアンケート調査の結果をみると、今の自分の行動や考え方にプラスになったと感じる活動として、「自然体験」や「集団での共同生活」のほか、「スポーツに関する活動」「職業体験」「芸術・文化に関する活動」などが上位にあげられています。

■児童の権利に関する条約の認知度

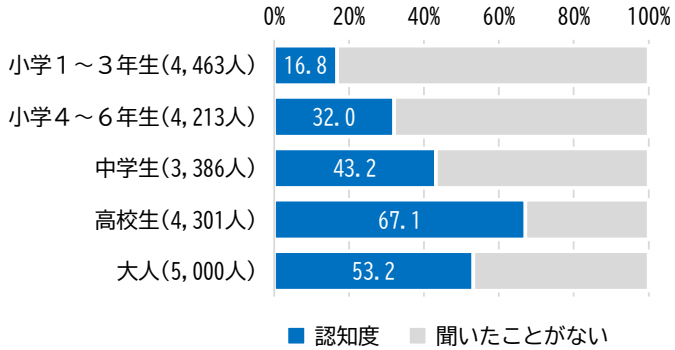

※「認知度」は、「どんな内容かよく知っている」、「どんな内容かすこし知っている」、「名前だけ聞いたことがある」の合計

資料：児童の権利に関する条約の認知度等調査（こども家庭庁・令和６年３月）

■児童虐待相談対応件数の推移(全国)

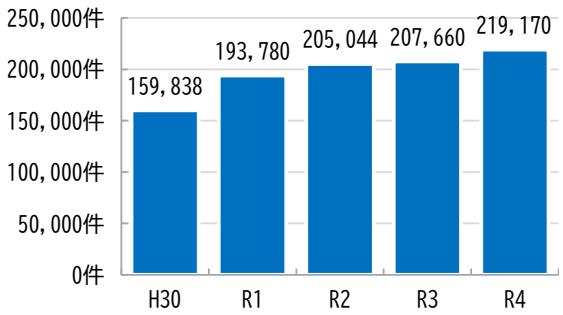

資料：こども家庭庁

■学校の授業･行事以外で今の自分の行動や考え方にプラスになったと感じる活動(上位５項目)

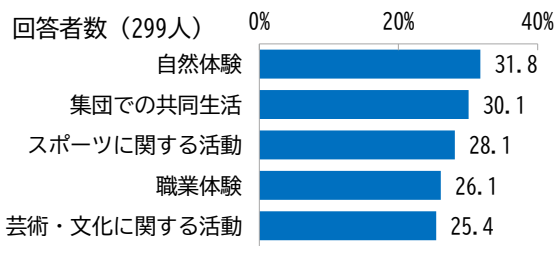

※15～39歳のこども･若者を対象とした調査

資料：結城市こども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和６年３月）

基本施策１　こどもの権利を大切にする取り組みの推進

各種広報・啓発活動や講座・研修の開催、人権教育の機会や学校教育の場等を活用し、こどもやこどもに関わる大人がこどもの権利について理解を深められるよう、様々な手法で普及啓発と学習機会の確保に取り組みます。また、こども・若者の意見が尊重され、社会に参加していくことができるよう、こども・若者が意見を表明できる機会や場の確保に努めます。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
こどもの権利等啓発活動	児童福祉週間、児童虐待防止推進月間などの機会に、こどもの権利等に関し、パンフレットやポスター等を活用した啓発活動を行います。	子ども福祉課
こども・若者の意見の尊重や参画の促進	こども･若者に関わる事業について、こども･若者の意見が十分反映されるよう配慮します。また、計画策定や事業実施などへの参加を積極的に進めます。	子ども福祉課
人権教育推進事業	家庭教育学級での人権学習会の開催等を通じ、人権教育・啓発活動の推進を図ります。	生涯学習課
人権啓発活動の推進	人権講演会や出前講座の開催、広報ゆうき「人権コラム」での啓発、人権問題職員研修等の実施により、市民の人権意識の啓発を推進します。	生涯学習課
男女共同参画に関する広報・啓発の推進	未就学児を持つ保護者や小中学生、高校生に対して、啓発資料の配布等、年齢に応じた広報･啓発を行い、より幅広い世代へ向けた男女共同参画意識の啓発に努めます。	人権推進課

基本施策２　児童虐待防止対策の推進

児童虐待の防止に向け、相談や訪問等を通じ、保護者の育児に対する不安解消に努めるとともに、児童相談所や警察などの関係機関と連携し、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応を強化します。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を積極的に開催し、関係機関にて連携した支援体制を強化します。	子ども福祉課
児童虐待防止のための広報啓発	児童虐待の防止に向け、広報誌の活用やリーフレットを各種関係機関に配布し各種広報啓発を進めます。また、市民に対し児童虐待通告義務の周知を図ります。	子ども福祉課
児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応	母子保健事業や各種相談事業を通じた児童虐待の発生予防に取り組むとともに、児童相談所や警察のほか、保健・医療・福祉や学校、教育･保育施設等の各関係機関との連携強化に努めます。	子ども福祉課 健康増進課 学校教育課 社会福祉課

基本施策３　生きる力を育てる遊びや体験活動の充実

こどもの豊かな人間性と社会性を育むため、多様な遊びや活動・交流機会の充実を図るとともに、スポーツや文化・芸術、歴史、伝統等を学び、体験する機会を提供していきます。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
山川不動尊あやめ園整備事業	山川不動尊周辺地区に自然を利用した公園を整備し、地域と一体となった憩いの場を形成することにより、こどもたちの教育環境の充実や地域活性化を図ります。	都市計画課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	誰もがスポーツ･レクリエーション活動に取り組めるよう、各種イベントや大会を開催するとともに、スポーツ団体や指導者の育成を図ることで継続的かつ充実したスポーツ活動の推進を図ります。	スポーツ振興課
学校体育施設の開放	市内小中学校の体育館やグラウンド等を無料開放し、スポーツ少年団等の活動場所を確保します。	スポーツ振興課
紬のふるさと体験授業推進事業	郷土愛を培い、よりよい結城市を築いていこうとする強い意欲を高めるため、市内中学２年生を対象に紬の着付け体験を実施し、交流を図ります。	学校教育課 指導課
読書活動奨励推進事業	児童生徒の豊かな情操を培い、語彙力や表現力を育てるために、市内の各学校で読書活動に積極的に取り組んでいる児童生徒を表彰し、読書活動の推進を図ります。	学校教育課 指導課
伝統文化こども教室や着ごこち体験の実施	こどもたちが日本の伝統文化や地域の伝統芸能を体験し、実演に触れる機会を提供します。	生涯学習課
各施設におけるこどもを対象にした鑑賞・展示・創造体験事業の実施	すべてのこどもが優れた文化に触れ、創造する機会を持てるよう、文化施設、学校、文化団体等が連携し、企画運営に取り組みます。	生涯学習課

基本目標２　安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり

現状と課題

●近年、働き方やライフスタイルの多様化が進むとともに、世帯の核家族化や地域コミュニティの希薄化など、こども・子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

●本市では、子育て世代包括支援センターを中心に、相談・情報提供体制の強化を図り、産前・産後サポートや産後ケア事業の提供など、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援の充実に努めてきました。

●こうした状況の中、就学前児童の保護者へのアンケート調査の結果では、理想のこどもの人数を実現することが難しいと思う人が６割強を占めるなど、安心してこどもを産み、育てられる環境の整備がこれまで以上に重要となっています。

●また、結城市が『子育てしやすいまちだと思う』と回答した人の割合は、就学前児童保護者で約５割、小学生保護者で約４割となっていますが、いずれの対象においても約４人に１人が『子育てしにくいまちだと思う』と回答しています。

●『子育てしにくいまちだと思う』理由としては、「地域の子育て支援の事業が充実していない」「子育てに関する情報が得にくい」などの項目が上位にあげられており、引き続き子育て支援事業の充実を図るとともに、市民により伝わりやすく、入手しやすい情報発信の工夫が課題となっています。

●加えて、近年の急激な物価高等の社会経済情勢の変化を踏まえ、医療費助成や学校給食費の支援等、子育て世帯の負担軽減に向けた支援を進めていく必要があります。

■理想のこども数が実現可能と思うか

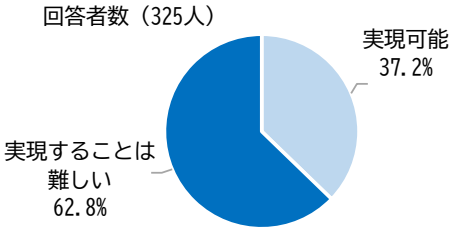

※就学前児童の保護者を対象とした調査
※無回答を除く集計

■結城市は子育てしやすいまちだと思うか

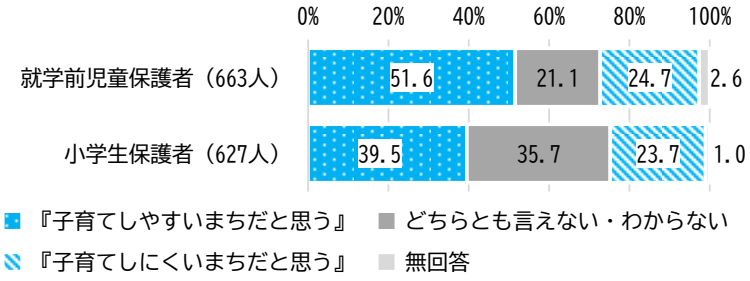

※『子育てしやすいまちだと思う』は「子育てしやすいまちだと思う 」と「どちらかと言うと子育てしやすいまちだと思う」、『子育てしにくいまちだと思う』は「どちらかと言うと子育てしにくいまちだと思う」と「子育てしにくいまちだと思う」の合計

■子育てしにくいまちだと思う理由（上位5項目）

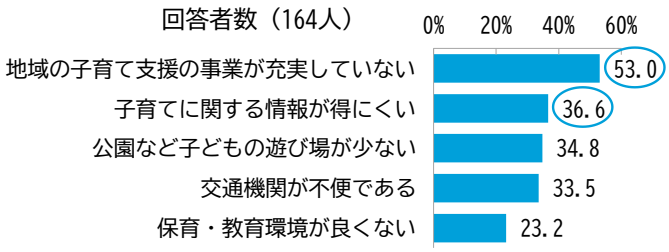

※就学前児童保護者を対象とした調査

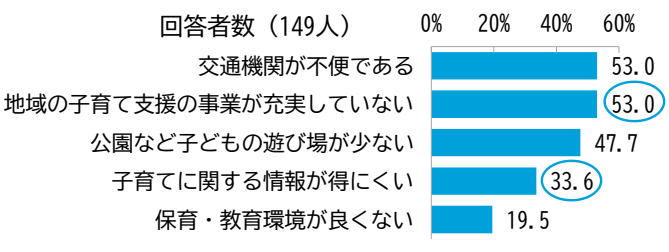

※小学生保護者を対象とした調査

資料：結城市こども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和６年３月）

基本施策１　切れ目のない子育て支援体制の推進

各種健康診査やプレママサロン、育児サロン等の産前・産後サポート事業を通じ、母子の健康保持と安心して妊娠･出産できる体制づくりに努めるとともに、産後ケアや一時預かり等、育児、子育てへの不安や負担軽減につながる事業の充実を図り、出産前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援体制の強化に取り組みます。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から子育て期まで継続的に面談を行い、必要な情報を提供するなど、伴走型相談支援を行います。	健康増進課
産前・産後サポート事業	妊産婦が安心して妊娠・出産・育児を迎えられるよう、妊娠期にはプレパパママ教室等を開催し、産後は、育児の相談や情報提供ができる育児サロン等を開催するなど、育児支援を行います。	健康増進課
産後ケア事業	出産直後に休養やケアが必要な産婦に対し、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援や休養の機会（宿泊型サービス等）を提供することで、健やかな育児ができるよう支援しています。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問等事業	生後４か月までのこどもがいるすべての家庭に訪問し、母子の心身の状況及び養育状況を把握、情報提供や支援を行います。また、育児不安等支援が必要な家庭に対して、継続支援を行います。	健康増進課
乳幼児健康診査事業	乳幼児健康診査を行い、こどもの心身の健康状況を把握し健康の保持・増進や、疾病の早期発見に努め、健全な育成を支援します。	健康増進課
妊産婦・乳児健康診査事業	妊産婦健康診査、乳児健康診査、新生児聴覚検査を実施することで、安心安全な妊娠・出産や産後の体調管理とともに、こどもの疾病の早期発見、健全な発育発達を支援します。	健康増進課
結城市子育て応援アプリ「結 Kids」の運用	妊娠・出産・育児のサポートツールとして、妊娠中の健診記録やこどもの成長記録･予防接種のスケジュール管理、市からのお知らせがスマートフォンなどで取得できる子育て応援アプリ「結 Kids」の利用促進を図ります。	健康増進課
ママパパ子育て応援事業	育児疲れ等により心身のリフレッシュを図りたい乳幼児を保育する保護者に対し、一時預かり事業の利用券を交付し、保育園等において一時的な保育サービスを提供します。	子ども福祉課

基本施策２　子育て相談等の充実

子育て家庭が身近な地域で気軽に相談ができ、子育てに関する情報を入手できるよう、相談体制の充実に努めるとともに、広報紙やインターネット、ＳＮＳ等の各種情報媒体を活用し、子育てに関する様々な情報発信を進めます。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
こども家庭センターの設置	こどもとその家庭及び妊産婦に対して専門的な相談対応を実施するとともに、家庭訪問等による継続的支援を行います。	子ども福祉課 健康増進課
地域子育て支援拠点（子育て支援センター）における総合的相談	子育て支援センターにおいて、子育て中の親子の交流を促進するとともに、子育て関連の情報発信や、専門的な相談も含めた総合的な子育て相談体制の充実を図ります。	子ども福祉課
家庭児童相談	福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談業務を充実・強化し、家庭での適切な児童養育その他の家庭児童福祉の向上を図ります。	子ども福祉課
民生委員・児童委員によるこどもに関する相談活動の充実	主任児童委員を含む民生委員・児童委員がこどもに関する各種の相談を受け付けます。	社会福祉課
すくすく相談	健康や育児について保健師が個別に相談に応じ、育児不安の軽減や健やかな発育・成長を支援します。	健康増進課
就学相談	小学校に入学予定のこどもについて保護者が不明点や心配等がある場合に相談に応じます。	指導課
子育て情報の総合的提供	子育て支援に関わる各種事業の実施場所で適切な情報を提供するとともに、子育てハンドブックや広報誌による周知、市ホームページ、ＳＮＳ等による情報発信を図り、総合的な情報提供の充実に努めます。	子ども福祉課 秘書課

基本施策３　子育て家庭への経済的支援の充実

子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを促進するとともに、こどもの健やかな成長を支援します。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
不妊治療費助成事業	こどもを出産しやすい環境整備のため、不妊治療費の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課
妊婦のための支援給付	妊娠の届出をした妊婦と、出産後の産婦に支援金を給付し、子育て家庭の経済的負担の軽減をするとともに、「妊婦等包括相談支援事業」と一体的に支援いたします。	健康増進課
多子世帯保育料軽減事業 ※基本目標５・基本施策１にも記載	保育所等に入所する第２子以降の児童の保育料を助成（第２子は半額、第３子以降は全額）することにより、多子世帯における経済敵負担の軽減を図ります。	子ども福祉課
子育て世帯すこやか祝金支給事業	子育て環境の向上に向け、こどもの１歳及び３歳の誕生日に祝金を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子ども福祉課
入学祝品（ランドセル）支給事業	子育て世代を応援するため、小学校へ新入学予定のこどもを対象に、入学祝品としてランドセルを支給します。	学校教育課
少子化対策医療費助成事業	０歳から高校生相当までのこどもに対して、病気やケガなどで医療機関に支払う医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	保険年金課
学校給食費支援事業	義務教育課程中のこどもが３人以上いる世帯の、３人目以降の学校給食費を無償化し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
副食費支援事業	認定こども園、認定保育園、幼稚園に通う、年収３６０万円未満相当世帯もしくは第３子以降のこどもが対象となり、おかず・おやつ代などの副食費を免除することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子ども福祉課
児童手当の支給	子育て家庭の生活の安定のために、18 歳になる年の年度末までのこどもを養育する方に手当を支給します。	子ども福祉課
英語検定料・ＴＯＥＩＣ受験料補助制度	英語力と学習意欲の向上を目指し、日本英語検定協会が実施する英語検定の検定料の一部を補助します。また、英検３級以上に合格している場合は、ＴＯＥＩＣの受験料の一部を補助します。	学校教育課

基本目標３　こども・若者の健やかな成長を支えるまちづくり

現状と課題

●共働き世帯の増加や、社会全体の働き方に対する意識の変化が進む中、子育て家庭の教育・保育サービスへのニーズも多様化しています。幼児期の教育や保育は、将来にわたる人格形成の面でも非常に重要な要素であるため、多様化するニーズに適切に対応していくとともに、必要とするすべてのこどもが質の高い教育・保育を受けられるよう、質と量の両面から総合的な展開を図っていく必要があります。

●就学前児童の保護者へのアンケート調査の結果によると、両親や祖父母等の家族以外にお子さんをみてもらえる親族・知人が「いない」と回答した人の割合が増加しており、家庭とともに社会全体で子育てを支援していく環境づくりが求められます。核家族化の進行等、家族のあり方が大きく変化する中、家庭・学校・地域が十分に連携し、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、幼児期からの食育や子育て家庭の健康管理意識の醸成も課題となります。

●こどもが心身ともに健やかに成長していくためには、一人ひとりが安心して過ごせる居場所を持ちながら、地域の人々との関わりや見守りの中で、様々な遊びや学びの経験を重ねていく必要があります。

●本市では、児童人口の減少が続いている一方で、放課後児童クラブ（学童クラブ）の登録児童数は低学年を中心に増加傾向にあります。小学生の保護者調査の結果でも、放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用意向が高まっており、引き続きこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所の確保・整備は課題となります。

●こども・若者を対象としたアンケート調査の結果では、現在、困っていることや悩んでいることとして「将来のこと」や「収入や生活費のこと」「就職や職場のこと」等が上位にあげられています。一方、将来、社会のために役立つことをしたいかの質問に『そう思う』と答えたこども・若者の割合をみると、安心して過ごせる居場所や、相談先・相談相手の数が多い人ほど、社会貢献の意欲が高い傾向がみられます。

●すべてのこども・若者が、置かれた環境に左右されることなく、地域や社会で活躍していくためには、本人の希望や意欲に応じた選択が尊重されるとともに、就労や社会参加に向け、一人ひとりの状況に応じた相談支援や、悩みや不安に寄り添う居場所の充実が求められます。

●国では、令和４年 11 月にひきこもりの実態調査を実施しており、15 歳～39 歳のひきこもり当事者は全国で約 61 万人、40 歳～64 歳では約 85 万人の計約 146 万人と推計しています。こども・若者を対象としたアンケート調査の結果をみると、本市においてもひきこもりの状況が疑われる人が一定数存在しており、当事者や家族が地域の中で孤立することがないよう、支援体制の充実を図っていく必要があります。

●また、近年、小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、生きづらさや悩みを抱えるこども・若者を社会全体で支える体制を整備していくことが重要です。

●加えて、スマートフォンやＳＮＳがこどもにも急速に普及し、それらの利用に伴うインターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪被害等が増加していることから、こども・若者への情報モラル教育や、安全にインターネットを利用できる環境整備が課題となっています。

■両親・祖父母等の家族以外でお子さんをみてもらえる親族・知人の有無

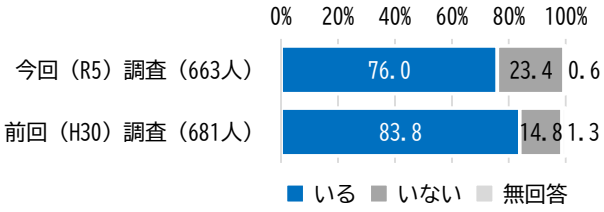

※就学前児童保護者を対象とした調査

■放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用状況

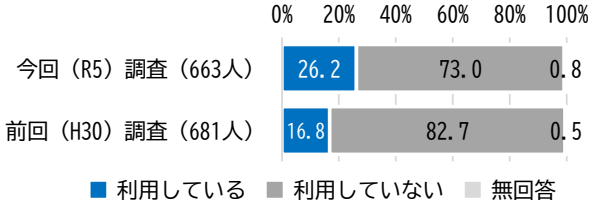

※小学生保護者を対象とした調査

■放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用意向

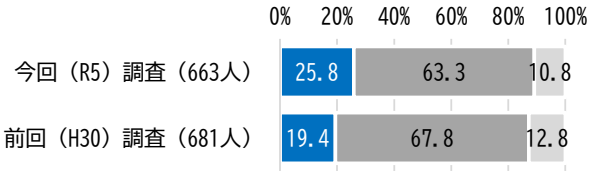

※小学生保護者を対象とした調査
※『利用したいと思う』は、「継続して利用したいと思う」、「今後利用したいと思う」の合計

■放課後子ども教室の利用意向

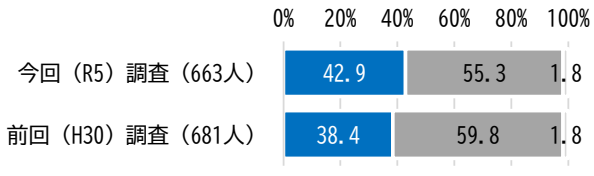

※小学生保護者を対象とした調査

■現在、困っていることや悩んでいること（上位５項目）

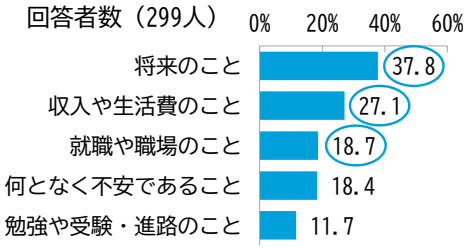

※15～39歳のこども・若者を対象とした調査

■居場所、相談先・相談相手の数別「社会のために役立つことをしたいか」

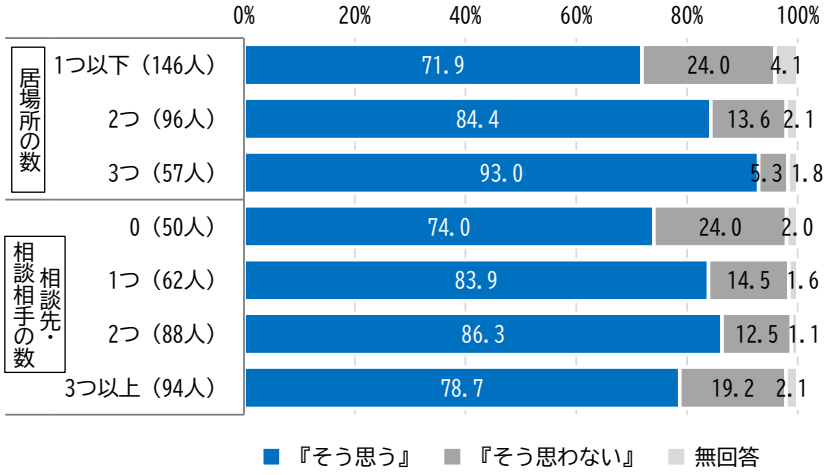

※15～39歳のこども・若者を対象とした調査
※「0」は「相談する人がいない」または「誰にも相談しない」
※『そう思う』は、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う 」、『そう思わない』は、「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」の合計

資料：結城市こども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和６年３月）

基本施策１　幼児期の教育・保育の充実

保護者の働き方やライフスタイルの変化、共働き世帯の増加等、多様化する利用者ニーズを的確に把握し、利用者の視点に立った教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の量的・質的な充実に努めます。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
教育・保育施設の整備・充実・再編等	地域のニーズに合わせ、保育施設等の定員枠の適正化を計画的に行うとともに、保育環境の改善を図るため、保育施設等の整備・再編等について検討を進めます。	子ども福祉課
保育職員等の労働環境の整備への支援	教育・保育等の量の確保に加え「質」の向上のため、幼稚園教諭、保育士等の処遇改善をはじめ、教育・保育施設等におけるキャリアパスの構築・確立、園内マネジメントの強化等につながる支援に努めます。	子ども福祉課
保育士人材確保事業	待機児童対策及び保育の担い手の確保のため、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の継続就労支援、潜在保育士の再就職支援を行います。	子ども福祉課
第三者評価事業等の推進	教育・保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業等を推進します。	子ども福祉課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、長時間保育がこどもに与える影響を考慮しながら、ニーズに応じた延長保育を実施します。	子ども福祉課
幼稚園の預かり保育事業	保護者のニーズに対応し、幼稚園において保育時間終了後に行う預かり保育の充実に努めます。	子ども福祉課
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的な預かり保育を行います。	子ども福祉課
休日保育事業	保育所（園）に通園している園児を対象に、日曜・祝日等の休園日に保育を行います。	子ども福祉課
病児・病後児保育事業	病気やけがをした児童について専用の保育室等で一時的に保育し保護者の子育てと就労等の両立を支援します。	子ども福祉課
こども誰でも通園制度の運用	こども同士のふれあいや保育士への育児相談、保護者のリフレッシュの機会をつくるため、親の就労要件の有無等に関わらず一時的（時間単位）に保育を行う、こども誰でも通園制度の運用に向けた検討を進めます。	子ども福祉課

基本施策２　こども・若者の居場所の確保

こどもが安心して過ごし、遊び、学ぶことができる環境の充実に向け、放課後児童クラブ（学童クラブ）と放課後子ども教室の整備・充実を図るとともに、学習支援教室や公民館等、年齢に応じた地域の居場所機能の拡充を図ります。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
放課後児童クラブ（学童クラブ）の整備	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を確保し、児童の健全育成を図ります。	子ども福祉課
放課後子ども教室推進事業	放課後や休日等に学校や公共施設を利用し、地域住民等の参画や放課後児童クラブとの連携のもと、学習・体験・交流活動を行うとともに、安全・安心なこどもの居場所づくりに取り組みます。	子ども福祉課
地域未来塾運営事業	中学生の学習習慣の確立や基礎学力の向上を図るとともに、地域住民が学習支援を行うことにより、地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
公民館運営事業	子ども夏休み講座や子育て講座等、こどもや子育て世代を対象とした講座・イベントを開催し、こどもの学びや活動の場の提供を図ります。	生涯学習課

基本施策３　健やかな成長を育む教育環境の整備

家庭教育学級や子育て講座を実施し、地域・家庭の教育力の強化を図ります。また、家庭と保育園・学校等が連携し、こどもの健康づくりや食育の推進に取り組むとともに、学校教育における情報化に対応したＩＣＴ環境の安全な活用等を推進します。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
家庭教育支援事業	未就学児の保護者を対象とした募集型家庭教育学級や小学校就学前健康診断時の子育て講座の開催、小中学校における家庭教育学級の学習会等により、地域・家庭の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
教育・保育施設における地域交流の促進	保育所（園）の園庭開放や各種行事による地域住民との交流や異年齢児交流、子育て相談等を行い、地域に開かれた場づくりを推進します。	子ども福祉課
保幼小交流事業等の推進	教育・保育施設を利用する乳幼児が小学校にスムーズに接続できるよう、教育・保育施設と小学校との交流を実施します。また、幼稚園・保育所等と小学校等との適切な情報交換や連携の体制の維持・強化を図ります。	子ども福祉課 学校教育課

取組・事業名	内容	担当課
学校保健事業の推進	疾病の予防及び早期発見、早期治療を図るため、各学校が児童生徒の健康診断及び学校歯科保健活動を実施し、保健管理の充実に取り組みます。	学校教育課
学校・保育所等における食育の推進	食に関する正しい知識や望ましい食習慣が身につけられるよう、保育所（園）、幼稚園の保護者を対象とした食育講座等の開催や、各学校の栄養教諭の専門性を活かした指導の充実等に取り組みます。	指導課 子ども福祉課 給食センター
学校教育における禁煙教室の実施や性教育・エイズ教育の充実	こどもが健康的に成長するため、禁煙教育や性教育、エイズ教育等を実施するよう助言指導します。	指導課
情報モラル教育の推進	インターネット等から有害情報の被害を防ぐため、情報モラル教育を推進します。	学校教育課 指導課

基本施策４　こども・若者の社会参加支援

いじめや不登校、家庭の問題など、悩みや不安、生きづらさを抱えるこども・若者への支援の充実を図るとともに、就職や社会的自立に向けた取り組みを推進します。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
児童生徒自立支援事業	生徒指導相談員の配置や教育支援センターフレンド「ゆうの木」による個別の学習指導・教育相談等を通して、悩みや不安を抱える児童生徒の学校生活への適応や復帰を支援します。	学校教育課 指導課
スクールソーシャルワーカー（SSW)の配置	スクールソーシャルワーカーを配置し、保護者や児童生徒への相談活動及び訪問相談を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の構築を図ります。	学校教育課 指導課
スクールカウンセラー（SC)の配置	いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期解決のため、スクールカウンセラーを配置し、教育相談を行います。	学校教育課 指導課
雇用促進対策事業	高校等と市内企業との就職情報交換会や、高校生を対象とした職場見学バスツアー等の実施により、市内企業と若者の雇用のマッチングを図り、若者の就職支援を推進します。	商工観光課
自殺対策の推進	「結城市自殺対策計画」に基づき、地域におけるネットワークの強化や自殺対策を支える人材の育成とともに、児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の推進を図ります。	社会福祉課

基本目標４　こども・若者と子育て家庭を地域で支えるまちづくり

現状と課題

●子育て支援の充実にあたっては、親子がともに不安や負担を感じることなく子育てができるよう、親子の触れ合いや子育て家庭の交流を促進し、地域のつながりの中で楽しく子育てができるまちづくりが重要になります。

●就学前児童の保護者へのアンケート調査の結果では、約７割の人が自身の子育てが地域の人や社会に『支えられていると思う』と回答している一方、子育てについて気軽に相談できる先として、「友人・知人や近所の人」の割合は減少傾向となっています。

●学齢期・思春期は、こどもから大人へと移る変化の大きな時期であり、精神的にも不安定な時期です。こども・若者が一人で悩みや困難を抱え込むことがないよう、近年社会的な問題となっているヤングケアラーへの対応等も含め、身近な場でこども・若者自身や家族が気軽に相談できる環境の充実を図っていくことが重要です。

●こども・若者へのアンケート調査の結果によると、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験が『あった（ある）』と答えたこども・若者の割合は、相談先や相談相手の数が「０（相談する人がいない、誰にも相談しない）」の人で４割台半ばと高くなっています。また、小学５年生と中学２年生を対象とした調査の結果をみると、約５人に１人の割合で、家や学校以外でなんでも相談できる場所が「あれば利用したいと思う」と回答しており、悩みや不安を抱えるこどもが、安心して利用できる相談支援の体制整備が求められます。

●国では、令和２年に策定した第５次男女共同参画基本計画において、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」を目指すべき社会に掲げ、働き方改革の推進や各種制度の見直し・強化、男性の育児休業の取得推進等、社会全体で仕事と生活の両立を支援する環境づくりを進めています。

●そうした状況の中、就学前児童保護者調査の結果をみると、育児休業の取得率が母親、父親ともに上昇しており、“働くことと子育ての両立ができている”と回答した人の割合も増えている一方、本市の仕事と子育ての両立に関する支援について、就学前児童保護者と小学生保護者ともに、『良い』が約３割に対し、『良くない』が約４割と高くなっています。

●共働き家庭が増加する中、地域においてもワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発や子育て支援サービスの充実を図ることで、男女がともに仕事と家庭のバランスが取れたライフスタイルを選択できるよう、後押ししていくことが重要です。

■子育てが地域の人や社会に支えられていると思うか

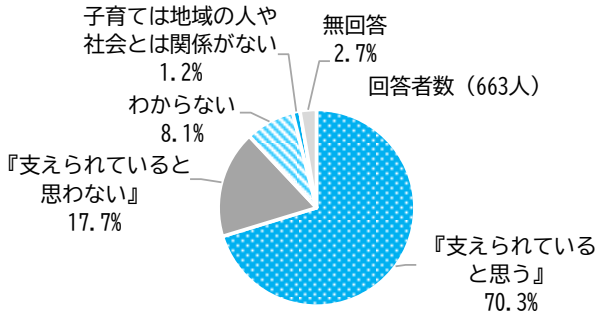

※就学前児童の保護者を対象とした調査

■子育てについて気軽に相談できる先

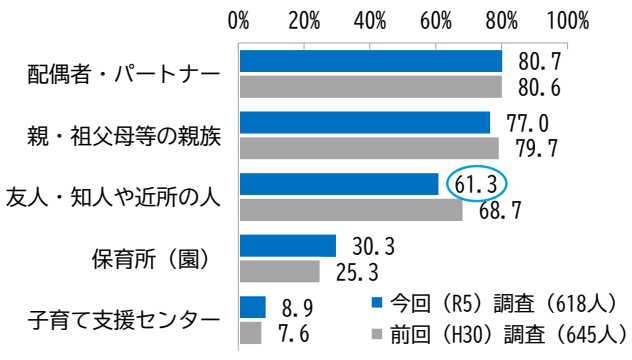

※就学前児童保護者を対象とした調査

■相談先・相談相手の数別「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験の有無」

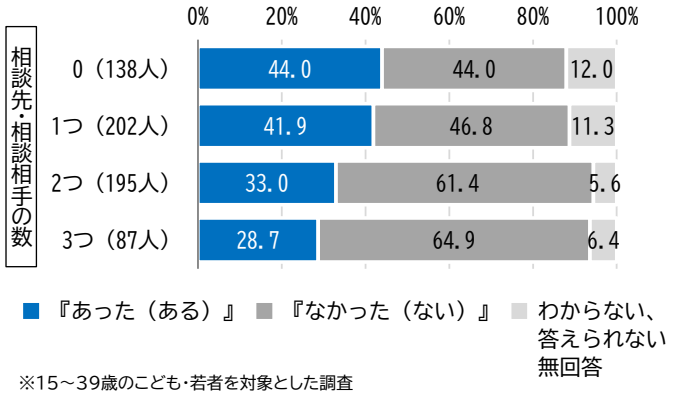

※15～39歳のこども・若者を対象とした調査
※「0」は「相談する人がいない」または「誰にも相談しない」
※『あった（ある）』は、「今までに経験があった（または、現在ある）」と「どちらかといえば、あった（ある）」、『なかった（ない）』は、「どちらかといえば、なかった（ない）」「なかった（ない）」の合計

■なんでも相談できる場所（家や学校以外）があれば利用してみたいと思うか

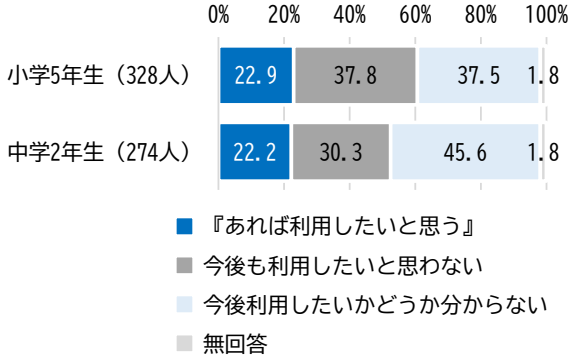

※小学5年生・中学2年生の児童生徒を対象とした調査
※『あれば利用したいと思う』には「利用したことがある」を含む

■育児休業の取得状況

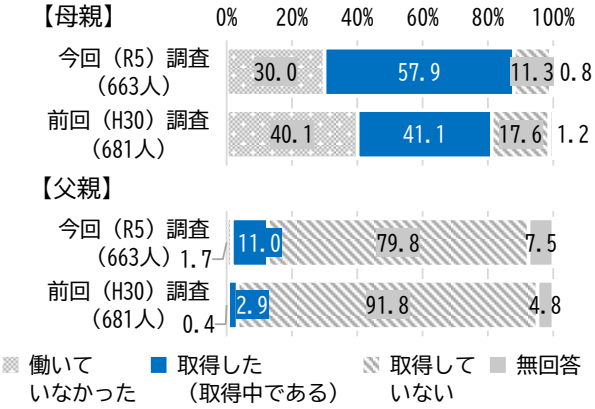

※就学前児童保護者を対象とした調査

■働くことと子育ての両立ができているか

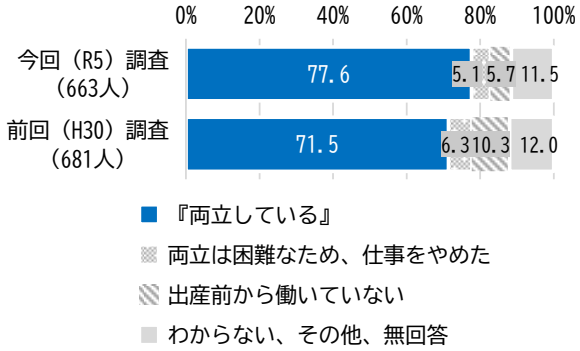

※就学前児童保護者を対象とした調査
※『両立している』は、「問題なく両立している」、「多少の困難はあるが両立している」、「かなり困難だが、両立している」の合計

■仕事と子育ての両立に関する支援

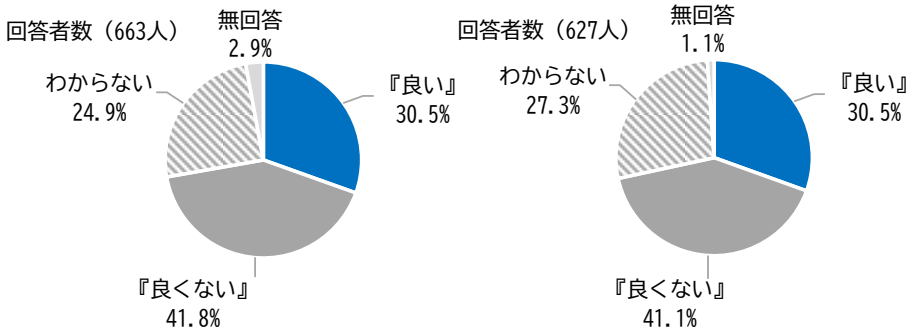

※就学前児童保護者を対象とした調査
※小学生保護者を対象とした調査
※『良い』は「良い 」と「まあ良い」、『良くない』は「あまり良くない」と「良くない」の合計

資料：結城市こども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和６年３月）

基本施策１　こども・若者の育ちを見守り支える地域づくり

子育て家庭が気軽に集い、交流できる場の提供を図るとともに、子育てサークル等への支援を行い、地域における子育て支援のネットワーづくりを推進します。また、青少年の健全育成に取り組む各種団体等の活動や人材育成への支援を行い、地域全体でこども・若者を見守り、成長を支援していくまちづくりを推進します。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
集いの場創造事業	親子が気軽に集い、交流を図る場を提供するとともに、育児相談や子育て講座など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子ども福祉課
子育てサークルの育成支援	子育てグループが自主的な活動をできるように支援することで、親の孤立感や育児不安の解消を図り、保護者の育児力向上とこどもの心の健やかな発達を支援します。	子ども福祉課
青少年相談員設置事業	青少年の非行・被害の未然防止のため、地域を熟知している青少年相談員を中心に、街頭巡回、立入調査、県条例の普及啓発活動等を実施するとともに、青少年相談員への研修等による人材の育成に努めます。	生涯学習課
青少年教育推進事業	次世代を担う青少年が、各種団体及び市が行う魅力ある様々な体験活動を通し、健全に成長していくことができるよう、青少年の健全育成に取り組む団体に補助金を交付し、その活動を支援するとともに、広域で活動に取り組む団体等に負担金を支出し、近隣地域と連携を図りながら活動を推進します。	生涯学習課
ヤングケアラーへの支援	病気や高齢、精神的な課題を抱える家族の介護や家事、精神面のフォローを担わざるを得ないヤングケアラーの実態や支援について関係課で認識するとともに、要保護児童対策地域協議会で情報共有を図ります。また、こどもに身近な学校や地域との連携、アウトリーチなどにより、ヤングケアラーやその家族が孤立しないよう支援体制の構築を図ります。	子ども福祉課 学校教育課 社会福祉課 介護福祉課

基本施策２　子育てと仕事の両立支援

家族が協力して子育てができるよう、ワーク・ライフ・バランスや各種制度に関する情報発信・啓発活動に努めるとともに、希望するすべての家庭が安心してこどもを預けて働くことができるよう、多様な保育ニーズに対応する体制の整備を図ります。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	男女共同参画社会の実現に向けての労働環境を整備するため、市民や事業主へワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行います。	人権推進課
ワーク・ライフ・バランス推進事業所の紹介	市内事業所において、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりが進む事業所の表彰と取組事例の紹介を行います。	人権推進課
企業への育児・介護休業制度の普及啓発	子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、企業に向けて育児・介護休業制度の普及啓発を行います。	商工観光課
保護者の就労形態に対応した子育て支援事業の充実	子育て中の保護者の就労形態の多様化に対応して、延長保育、病児保育、一時保育事業等の支援事業を実施します。	子ども福祉課

基本目標５　すべてのこども・若者が安心して暮らせるまちづくり

現状と課題

●小学５年生と中学２年生の児童生徒の保護者へのアンケート調査の結果をみると、現在必要としていることや重要だと思うこととして、「こどもの就学にかかる費用の軽減」が６割を超えて最も多くあげられており、「こどもの教育・進学に関する相談」「様々な行政サービスの申請や相談が一つの場所でできること」などが続いています。

●15 歳から 39 歳のこども・若者への調査結果では、こども・若者への支援のために必要なこととして、「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」「こども・若者がほっとできる居場所を充実する」とともに、「生活が苦しいこどもや家庭を支援する」が上位にあげられています。

●すべてのこども・若者が安心して暮らせるまちづくりに向け、子育て世帯が安定した生活を送るための支援とともに、身近な場所での学習支援やこども・若者が気軽に相談できる居場所づくり等、地域や社会全体の課題としてこどもの貧困の解消に取り組んでいく必要があります。

●令和３年の全国ひとり親世帯等調査によると、母子家庭の母親の平均年収は 272 万円であり、生活保護を受給している母子世帯は 9.3%となっています。アンケート調査の結果をみると、等価世帯収入※1の水準が低い家庭でひとり親世帯の割合が５割と高くなっています。また、等価世帯収入の水準が低い家庭では、現在の暮らしの状況が『苦しい』と答えた人の割合が高くなっており、生活に困難を抱える世帯の暮らしの安定に向けた支援が求められます。

●加えて、外国籍のこどもや日本国籍であっても保護者が外国人の場合など、外国にルーツのあるこどもや家庭の中には、言葉や文化、習慣等の違いから就学や生活など様々な場面で困難を抱える場合があります。外国につながるこどもや子育て家庭が地域で安心して暮らせるよう、日本語の習得に向けた支援に加え、外国人にもわかりやすい子育て支援情報の提供に取り組んでいく必要があります。

●障害等により支援が必要なこどもの成長を支えていくためには、保護者への支援を含め、こどもの成長に応じた切れ目のない支援を行っていけるよう、保健・医療・福祉・教育、就労等の関係機関の連携を強化するとともに、身近な地域における支援体制の充実を図っていく必要があります。また、すべてのこどもが安全・安心に過ごせるよう、保育所（園）・幼稚園・放課後児童クラブにおける障害児等の受け入れ体制の充実を図るとととともに、地域におけるインクルーシブ教育システムの実現に向けた環境整備を進めていくことが重要です。

●アンケート調査の結果では、子育て支援に関して今後特に力を入れてほしいこととして、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」、「夜間、休日等急病のときに対応可能な医療機関を整備する」、「こどもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」などが上位にあげられており、安全・安心な外出環境が整った子育て世帯が楽しめるまちづくりとともに、地域の医療体制の充実や防犯力を高める取組についても課題となっています。

※1　等価世帯収入：世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもの。「結城市こども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和６年３月）」では、中央値（275 万円）を基準に、「中央値以上」「中央値の２分の１以上中央値未満」「中央値の２分の１未満」の３区分に分類し、この分類に基づき、「中央値の２分の１未満」を「貧困の課題を抱えている世帯」、「中央値の２分の１以上中央値未満」を「貧困の課題を抱えるリスクが高い世帯」として分析している。

■現在必要としていることや重要だと思うこと（上位5項目）

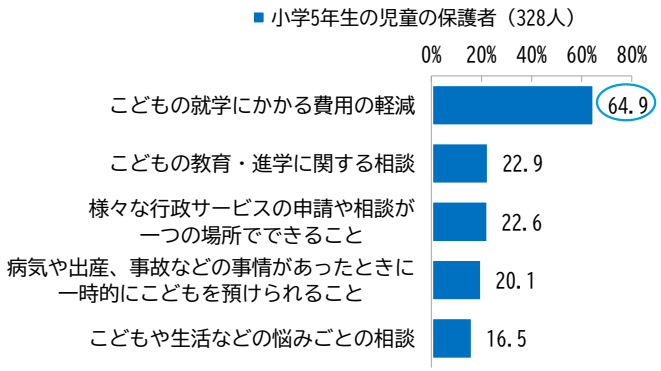

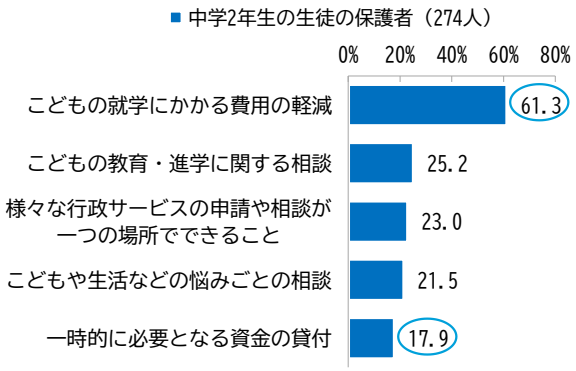

■こども･若者への支援のために必要なこと（上位5項目）

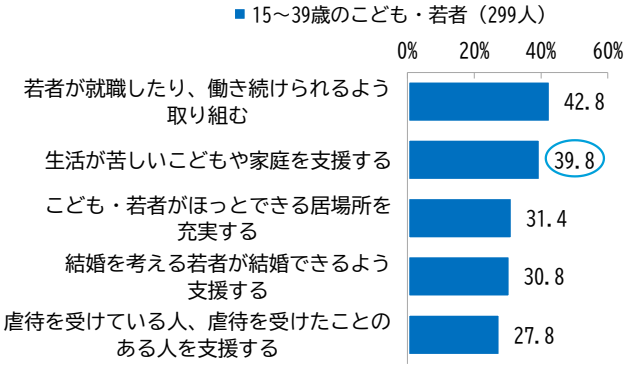

■ひとり親世帯に該当するか

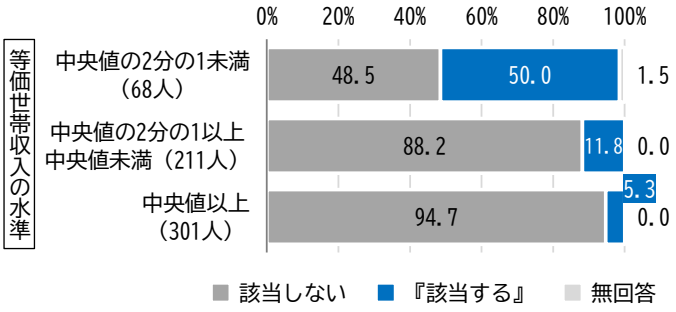

※小学5年生と中学2年生の児童生徒の保護者を対象とした調査
※『該当する』は、「離婚」及び「未婚」「死別」「別居」を含む

■現在の暮らしの状況

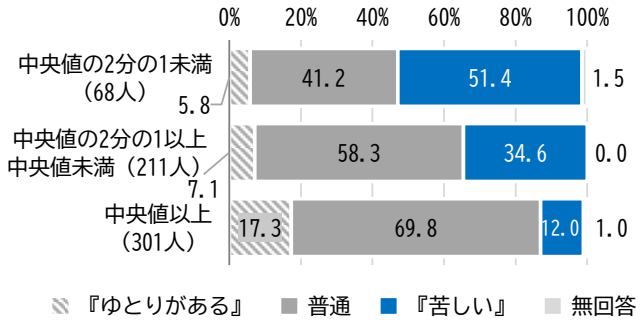

※小学5年生と中学2年生の児童生徒の保護者を対象とした調査
※『ゆとりがある』は、「大変ゆとりがある」と「ゆとりがある」、『苦しい』は、「苦しい」と「大変苦しい」の合計

■子育て支援に関して今後特に力を入れてほしいこと（上位5項目）

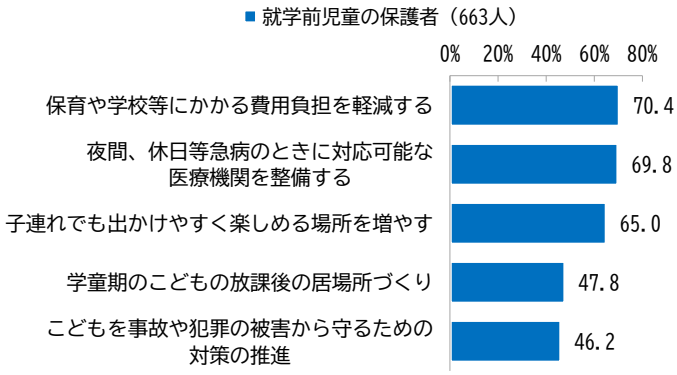

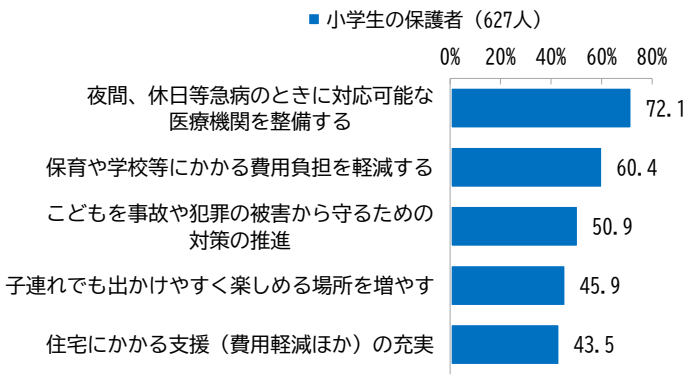

資料：結城市こども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和６年３月）

基本施策１　配慮が必要なこどもと家庭への支援

こどもの貧困には複合的な要因が相互に関連しているため、経済的支援をはじめ、教育支援、保護者の就労支援や生活支援等、多方面から総合的に貧困の状況にあるこどもと家庭への支援を行います。また、ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定のため、経済面における支援のほか、就労支援や相談体制の充実を図ります。加えて、外国人家庭が地域で安心して子育てできるよう、相談窓口の設置や多言語による情報提供の整備に取り組みます。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
多子世帯保育料軽減事業 ※基本目標２・基本施策３にも記載	保育所等に入所する第２子以降の児童の保育料を助成（第２子は半額、第３子以降は全額）することにより、多子世帯における経済負担の軽減を図ります。	子ども福祉課
幼児教育・保育の無償化（０歳～２歳）	０歳から２歳までのこどもについて、住民税非課税世帯の利用料を無償化します。	子ども福祉課
就学援助	経済的な理由により、毎日の学習に必要な学用品等の購入費や学校行事等の参加に必要な費用の支出が困難な場合に、その費用の援助を行います。	学校教育課
奨学金貸付事業	経済的理由により、修学が困難な学生に対し奨学金を貸与することで、将来のビジョンを意識し学業に専念できるよう支援します。また、卒業後の市内居住及び市内企業等への就業を条件とした返還免除型の奨学金制度を運用し、若者の定住化及び地域の活性化を促進します。	学校教育課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者世帯に対し、就労及びその他の自立に関する相談支援を実施し、困窮状態からの早期離脱を図ります。また、就学児童・生徒に対し、将来生活困窮にならないよう、小学４年生から高校生までの学習を支援します。	社会福祉課
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給し、経済的負担の軽減を行います。	子ども福祉課
斜視弱視児眼鏡等助成事業	義務教育を受けている９歳以上の斜視及び弱視児童に、矯正眼鏡等（コンタクトレンズを含む）購入費の助成を行います。	子ども福祉課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のために６か月以上養成機関などで修業する場合に、給付金を支給します。	子ども福祉課
障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする重度障害児（２０歳未満）に手当を支給します。	社会福祉課
在宅障害児福祉手当	障害のある２０歳未満の児童を在宅で介護している方に（要件あり）手当を支給します。	社会福祉課
特別児童扶養手当	心身に障害のある２０未満の児童を監護・養育している方（要件あり）に手当を支給します。	社会福祉課

取組・事業名	内容	担当課
心身障害児扶養共済制度	障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納め、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があった場合、障害のある方に終身一定額の年金を支給します。	社会福祉課
重度障害児（者）日常生活用具給付事業	重度障害児（者）に対し、日常生活の便宜を図るため、紙おむつ等の用具の給付を行います。	社会福祉課
補装具費の支給	身体に障害のある児童に対し、身体上の障害を補うため、車いす等の補装具の給付を行います。	社会福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	市内に住所を有し、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児（両耳の聴力レベルが、３０ｄＢ以上７０ｄＢ未満）に対し、健全な発達を支援するため、補聴器の購入費を助成します。	社会福祉課
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	市内に住所を有する小児慢性特定疾患の児童に対して、日常生活上の便宜を図るため、ネブライザー等の用具の給付を行います。	社会福祉課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための移動を支援します。（要件あり）	社会福祉課
国際交流・多文化共生の推進	国際交流のＰＲイベント等の開催、広報紙やホームページ、ＳＮＳ等を用いた在住外国人向け情報に関する情報発信、市内外の関係団体との連携強化や支援を通じ、国際交流・多文化共生社会の推進を図ります。	企画政策課
外国人一元的相談窓口設置事業	外国人市民の相談を一元的に受け付ける相談窓口の設置・運営、多言語による情報提供、やさしい日本語の普及等を通じ、外国人が暮らしやすい地域づくりを推進します。	企画政策課

基本施策２　障害児への支援体制の充実

各種健診や専門職・関連機関との連携により、障害等の早期発見と早期からの療育につなぐ体制の充実を図ります。また、発育・発達に不安を抱えるこどもや障害児等が、地域の中で安心して暮らし、学ぶことができるよう、各施設や関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援に努めます。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
結城市地域自立支援協議会「子ども部会」の設置	結城市地域自立支援協議会の下部組織として、障害児サービス事業者・教育関係機関で構成する「子ども部会」を設置し、情報共有及び支援体制の連携強化を図ります。	社会福祉課
早期療育支援	乳幼児健診等で発見された発達の気になる子を対象に、臨床心理士等の専門的スタッフによる発達フォロー教室・個別発達相談を実施するとともに、児童発達支援事業所と連携し、適切な時期に療育が行えるよう支援します。	健康増進課
障害児保育	保護者の保育希望をふまえて、障害児保育に必要な体制の充実を図ります。	子ども福祉課
障害児福祉サービスの提供体制の確保	発育・発達の不安があるこどもや支援が必要な障害児等とその保護者に対し、相談支援や児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等、適切な福祉サービスが提供されるよう体制の整備を図ります。	社会福祉課
社会人ＴＴ等配置事業	障害のある児童生徒の学校生活を支援するため、特別支援教育支援員を配置します。	学校教育課
医療的ケア児等への支援体制の整備	医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるよう、医療的ケア児コーディネーター等の人材育成や確保、関係機関の協議の場の構築に取り組みます。	社会福祉課 子ども福祉課

基本施策３　安全・安心なまちづくりの推進

子育て家庭のニーズや地域性を踏まえながら、公共施設等のユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化や安全な遊び場の確保など、こどもが安全に遊んだり過ごしたりすることができる環境を整備します。また、地域住民や関係機関等との連携を図り、こどもたちの安全の確保に努めるとともに、親子が安全に外出できる交通環境の整備や地域医療体制の充実等に取り組みます。

［具体的な取組・事業］

取組・事業名	内容	担当課
都市公園整備事業	市民の憩いと交流の場を提供するため都市公園等の整備を計画的に行うとともに、老朽化した公園施設を適切に管理し、安全で安心な環境整備に努めます。	都市計画課
小中学校適正配置等推進事業	児童生徒数の減少傾向を踏まえ、学校の適正配置を推進し、特色を生かした学校教育の提供を推進します。	学校教育課
防犯対策の充実	地域における夜間の事故や犯罪の未然防止を図るため、地元自治会による防犯灯設置や、防犯ボランティアパトロール活動への支援を行います。また、警察署と連携を図り、駅周辺地域や通学路の防犯パトロールの実施、さらに防犯カメラの設置により、犯罪や事故のない安全で安心なまちづくりを行います。	防災安全課
交通安全対策の推進	道路標識や歩道の設置など交通安全施設の整備を推進するとともに、小中学校の児童・生徒の登下校時における交通事故防止･犯罪の抑止を図るため、通学路街路灯の設置、改修を行います。	防災安全課
緊急医療体制事業	結城市医師会の協力のもと、休日や急病（怪我）時において、市民が迅速に医療を受けられる体制を確保します。	健康増進課

第５章　子ども・子育て支援事業計画

１　子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により義務づけられた、５年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」及び「実施時期」等を示した計画です。

本章は、教育・保育の総合的な提供と質の向上、保育の量的確保、子育て支援事業の充実を図るため、令和７年度から令和 11 年度の５年間を計画期間とする「第３期結城市子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

（１）子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度の概要は次の通りです。

＜制度における給付･事業の体系＞

教育･保育給付

･認定こども園･幼稚園･保育所･小規模保育等に係る共通の経済的支援

施設型給付
（幼稚園、認定保育園、認定こども園）

地域型保育給付
（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

施設等利用給付

･施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援

児童手当

･児童手当法等に基づく児童手当

地域子ども･子育て支援事業

･地域の実情に応じた子育て支援

① 利用者支援事業
② 地域子育て支援拠点事業
③ 妊婦健康診査事業
④ 乳児家庭全戸訪問事業
⑤ 産後ケア事業
⑥ 養育支援訪問事業
⑦ 子育て世帯訪問支援事業
⑧ 子育て短期支援事業
⑨ ファミリー･サポート･センター事業
⑩ 一時預かり事業
⑪ 延長保育事業
⑫ 病児保育事業
⑬ 放課後児童健全育成事業
⑭ 児童育成支援拠点事業
⑮ 親子関係形成支援事業
⑯ 出産･子育て応援事業
⑰ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
⑱ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①教育・保育給付

【施設型給付】

都道府県が認可する教育・保育施設（認定こども園、新制度移行幼稚園、保育所）が対象となり、以下の給付が基本になります。

・満 3 歳以上のこどもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
・満３歳未満のこどもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

【地域型保育給付】

市が認可する地域型保育事業への給付、主に満３歳未満の乳児・幼児が対象です。

・小 規 模 保 育：小規模な環境（定員６人～19 人）で保育を実施する事業
・家 庭 的 保 育：家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員５人以下）で保育を実施する事業
・居宅訪問型保育：保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育を実施する事業
・事 業 所 内 保 育：事業所内の施設などで、従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもに保育を実施する事業

②施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い創設された給付制度です。下記の対象施設等を利用した場合に、かかった利用料について一定の給付があります。幼稚園等の預かり保育料並びに認可外保育施設等の利用料の給付を受けるためには、保育の必要性の認定(施設等利用給付認定第２号・第３号)が必要です。

[給付の対象]

幼稚園（新制度未移行園）の保育料、幼稚園等（新制度移行園及び未移行園）の預かり保育料、認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）の利用料

※対象施設は、市区町村から「施設等利用給付の対象施設である確認」を受けた施設等です。

③地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性にかかわらず、家庭で子育てしている保護者も利用できます。

（２）教育・保育の認定

教育・保育を利用するこどもについては、以下の３つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて給付が支給される仕組みとなります。

＜教育･保育の認定区分＞

認定区分	利用時間	施設･事業
●1号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定以外のこども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
●2号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園
●3号認定こども 満3歳未満のこどもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。
本市では保育の必要性に係る労働時間の下限を1か月あたり 48 時間としています。

〇教育標準時間:1日4時間の幼児教育
〇保育標準時間:1日最大11時間の保育(主にフルタイムの労働を想定)
〇保 育 短 時 間:1日最大8時間の保育(主にパートタイムの労働を想定)

２　教育・保育施設の状況

（１）教育・保育施設の現状

本市には、令和６年 10 月現在、私立の幼稚園が３園、認定こども園が１園あります。保育施設は、市立の認可保育所が３か所、私立の認可保育園が７園あるほか、認可外保育施設として、企業主導型保育事業を行う施設が３か所、地域枠での預かりを行わない施設が２か所あります。

＜幼稚園＞

区分	施設数	定員
私立幼稚園	3	275

＜認定こども園＞

	施設数	定員	
		教育利用	保育利用
幼保連携型	1	90	70

＜認可保育所(園)＞

区分	施設数	定員
公立保育所	3	200
私立保育園	7	839
計	10	1,039

＜認可外保育施設＞

区分	施設数	定員(地域枠)
企業主導型保育事業	3	72(33)
その他	2	64(0)

（令和６年 10 月現在）

（２）幼稚園の利用状況の推移

幼稚園の在園児数は減少傾向にあり、令和６年度の在園児童数は 236 人、定員に対する充足率は 64.7%となっています。

＜幼稚園の利用状況の推移＞

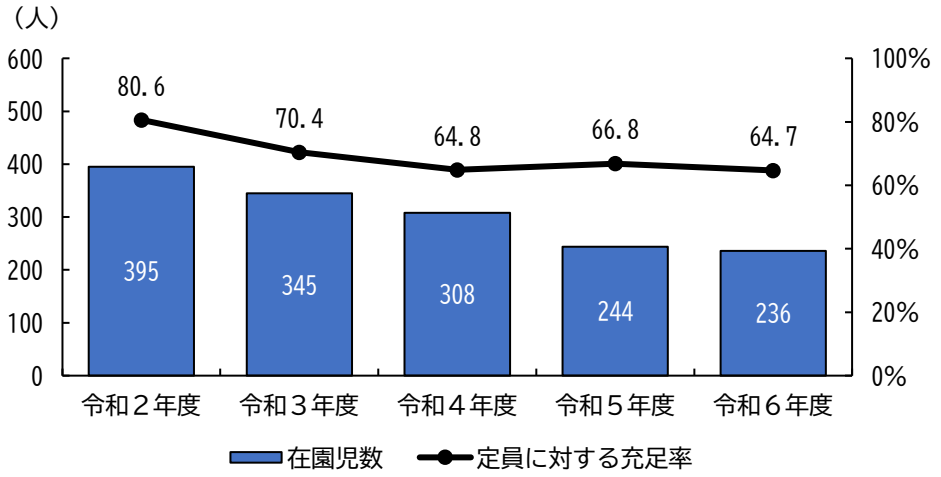

資料：子ども福祉課

（３）保育施設の利用状況の推移

保育施設の在園児数は、令和４年度以降、０歳児から２歳児は横ばいとなっている一方、３歳から５歳児については減少傾向となっています。

＜0歳児の保育施設の利用状況の推移＞

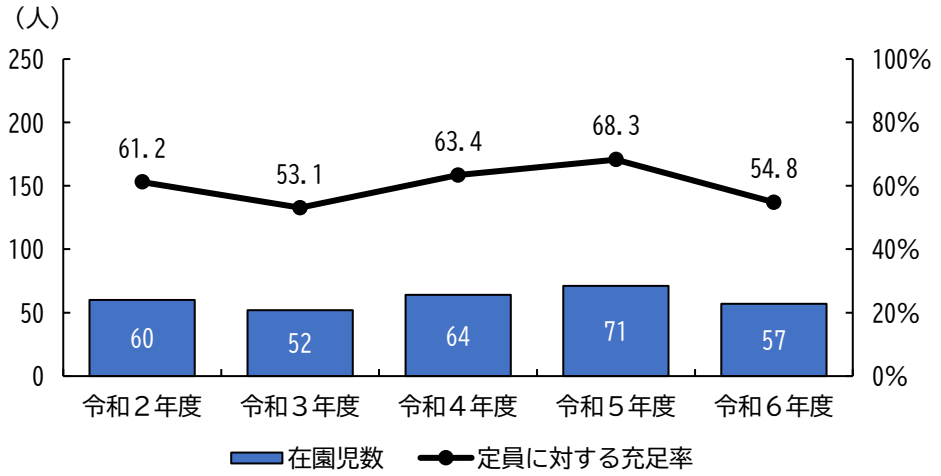

資料：子ども福祉課

＜1 歳児の保育施設の利用状況の推移＞

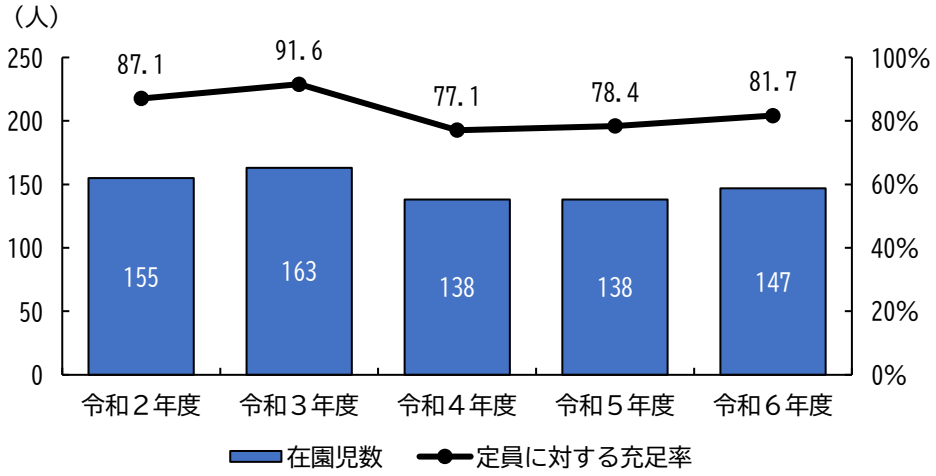

＜2 歳児の保育施設の利用状況の推移＞

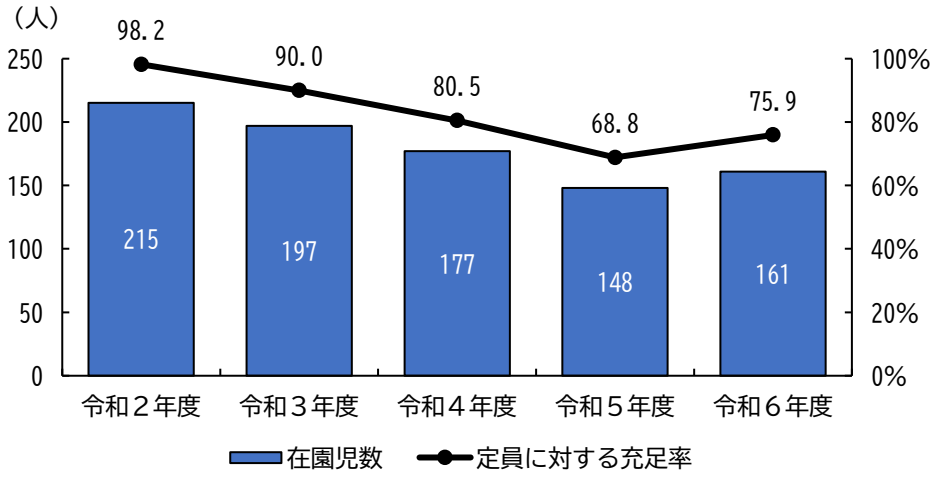

＜3～5 歳児の保育施設の利用状況の推移＞

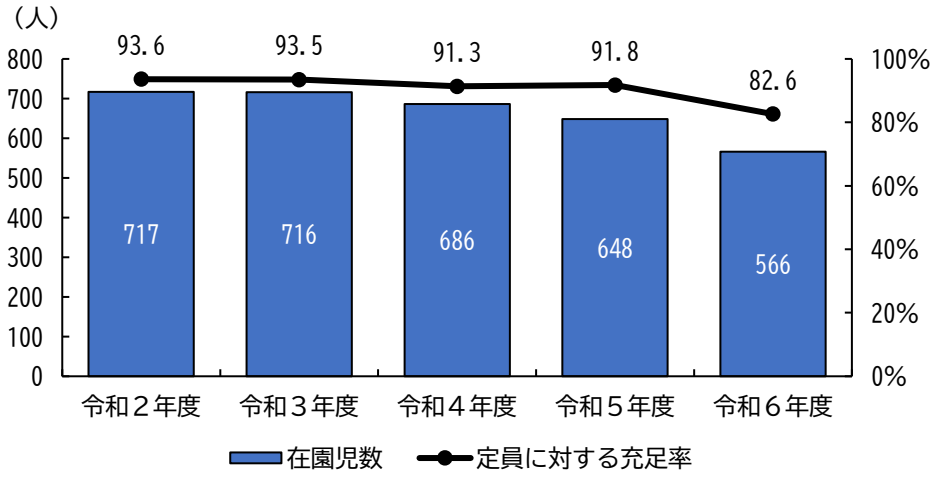

資料：子ども福祉課

（４）小学校児童数・中学校生徒数

小学校児童数は、令和２年度以降、減少傾向となっており、令和６年５月１日現在で、2,385人となっています。また、中学校生徒数も令和４年度以降は減少傾向となっており、令和６年５月１日現在で、1,222人となっています。

＜小学校児童数の推移＞

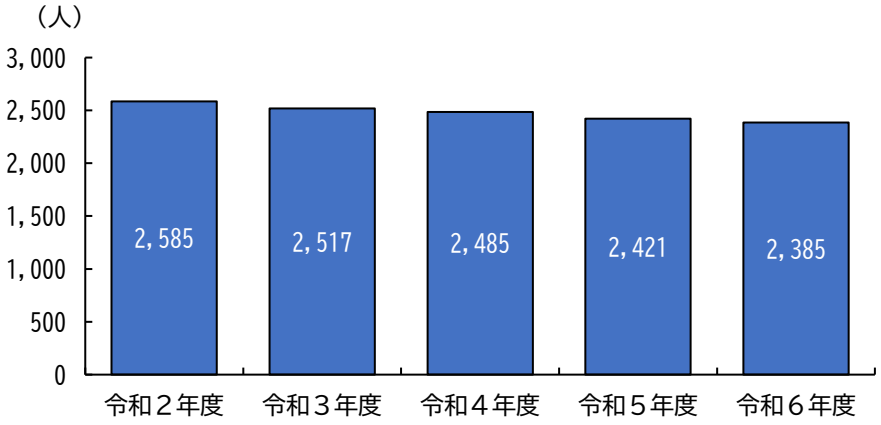

＜中学校生徒数の推移＞

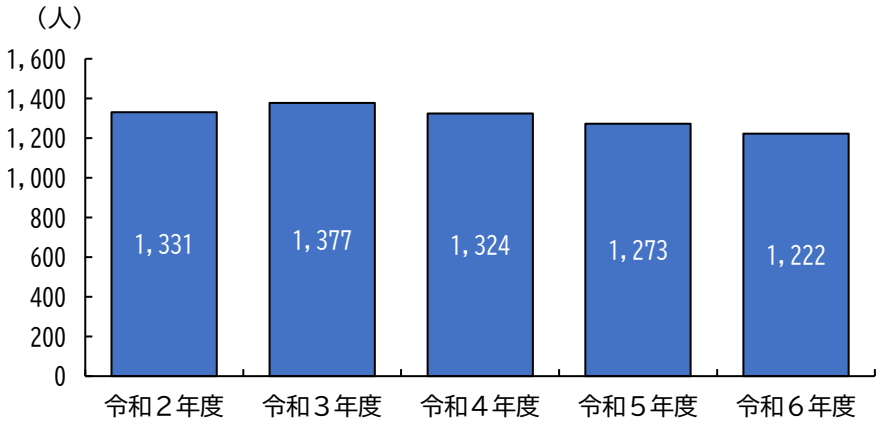

資料：：学校基本調査（各年５月１日現在）

３　教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、国の考え方に基づき、本市の特性や教育・保育施設の整備状況、第１期計画期間における教育・保育事業の実績等を踏まえ、市全域を１区域で設定し、教育・保育事業の提供体制を確保します。

【教育・保育提供区域に対する国の考え方】

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

４　推計児童数

計画期間中の推計児童数については、令和６年４月１日現在の住民基本台帳を基準として、直近の人口動態等を勘案し、児童数を見込んでいます。この推計児童数を基に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出しています。

単位:人

年齢区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
０歳	240	233	228	224	217
１歳	230	248	242	236	232
２歳	254	227	245	238	233
３歳	266	255	228	246	239
4･5歳	572	543	517	479	471
合計(0～5歳)	1,562	1,506	1,460	1,423	1,392
6～8歳	1,073	984	884	834	791
9～11歳	1,207	1,200	1,149	1,068	979

5　量の見込みと提供体制の確保の内容

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和７年度からの５年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととされています。

本市では、令和５年度に実施した意向調査を基に、教育・保育及び各事業の利用実績や提供体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しました。

（１）教育・保育の量の見込みと確保の内容

■１号認定（３～５歳）

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

１号認定	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数（推計値）	838	798	745	725	710
①量の見込み	250	236	218	210	203
②確保の内容	320	320	320	320	320
特定教育・保育施設	320	320	320	320	320
②－①	70	84	102	110	117

■２号認定（３～５歳）

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

２号認定	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数（推計値）	838	798	745	725	710
①量の見込み	576	553	521	512	506
②確保の内容	710	710	710	710	710
特定教育・保育施設	710	710	710	710	710
②－①	134	157	189	198	204

■３号認定（０歳）

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

３号認定（０歳）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数（推計値）	240	233	228	224	217
①量の見込み	95	93	91	90	87
②確保の内容	96	96	96	96	96
特定教育・保育施設	91	91	91	91	91
特定地域型保育	5	5	5	5	5
②－①	1	3	5	6	9

■３号認定（１歳）

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

３号認定（１歳）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数（推計値）	230	248	242	236	232
①量の見込み	159	178	181	183	187
②確保の内容	191	191	191	191	191
特定教育・保育施設	166	166	166	166	166
特定地域型保育	25	25	25	25	25
②－①	32	13	10	8	4

■３号認定（２歳）

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

３号認定（２歳）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数（推計値）	254	227	245	238	233
①量の見込み	166	149	161	157	155
②確保の内容	201	201	201	201	201
特定教育・保育施設	198	198	198	198	198
特定地域型保育	3	3	3	3	3
②－①	35	52	40	44	46

【提供体制の確保策】

共働き家庭の増加等、世帯状況の変化を背景に１号認定（幼稚園利用）が減少している一方、少子化が進行するなかでも、２号・３号認定（保育園利用）は大きく減少することなく、一定水準を保っている状況です。

１号認定については、量の見込みに対し、計画期間においてすべて確保される見込みとしています。２号・３号認定についても、量の見込みに対し、計画期間においてすべて確保される見込みとしていますが、歳児による保育需要のばらつきに対応できるよう、市全体の保育定員数の適正管理を行うとともに、地域のニーズに合わせた保育の提供体制確保に努めます。

（２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①利用者支援事業

【事業概要】

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談･助言等を行うとともに、関係機関との連絡･調整等を実施する事業です。

●基本型：すべての妊産婦及びこどもとその家族からの相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や利用者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言、必要な支援に繋げるものです。
●こども家庭センター型：妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目ない対応を実施するものです。
●妊婦等包括相談支援事業型：妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

【量の見込みと確保の内容】

単位:か所

利用者支援事業		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容 量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

単位:回／年

妊婦等包括相談支援事業型	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	699	684	672	651	642
②確保の内容	699	684	672	651	642
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	1	1	1	1	1

【提供体制の確保策】

国の動向を注視しながら、支援体制の確保に努めます。また、伴走型相談支援同様の支援体制の確保に向け、相談員である保健師等の人員の確保に努めます。

②地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／月

地域子育て支援拠点事業	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	643	669	696	725	754
②確保の内容	643	669	696	725	754
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	2	2	2	2	2

【提供体制の確保策】

提供体制として、現在２か所の施設で実施しています。子育てを取り巻く環境の変化等に伴い、子育てに不安を抱える保護者も増加していることから、関係機関と連携を図りながら安心して子育てできる体制整備に努めます。

③妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要な医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人回／年

妊婦健康診査事業	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,887	2,825	2,775	2,688	2,651
②確保の内容	2,887	2,825	2,775	2,688	2,651
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策】

妊婦と胎児の健康保持のため、医療機関との調整を図り、提供体制の確保に努めます。

④乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人／年

乳児家庭全戸訪問事業	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	240	233	228	224	217
②確保の内容	240	233	228	224	217
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策】

新生児・乳児がいるすべての家庭を対象にした訪問体制を確保します。

⑤産後ケア事業

【事業概要】

出産医療機関を退院後、心身ともに不安定になりやすい時期に、助産師等が母体・乳児のケア、育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人日／年

産後ケア事業	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	39	39	39	39	39
②確保の内容	39	39	39	39	39
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策】

支援を必要とする母親のニーズを踏まえ、母子に対して心身のケアや育児サポートを行う支援体制の確保に努めます。

⑥養育支援訪問事業

【事業概要】

保護者への養育支援が必要な家庭や保護者が養育することが困難な家庭、または出産前に支援が必要な家庭に対し、訪問により養育に関する相談・指導・助言その他の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人回／年

養育支援訪問事業	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	312	322	332	342	352
②確保の内容	312	322	332	342	352
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策】

養育支援が特に必要である家庭等を把握し、支援を行う体制を確保します。

⑦子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

【提供体制の確保策】

本事業については、改正児童福祉法により新たに創設された事業であるため、早期実施を目指して社会資源の確保、実施に向けて検討をしていきます。

⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、児童養護施設等でこども預かり宿泊を伴う養育支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

子育て短期支援事業	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策】

子育ての支援が特に必要である家庭等を把握し、支援を行う体制を確保します。

⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

こどもの預かり等、子育ての援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

子育て援助活動支援事業	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	200	200	200	200	200
②確保の内容	200	200	200	200	200
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策】

援助希望者の多様なニーズに対応するため、提供会員の確保に努め、利用人数の増加を図ります。

⑩一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等で一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

一時預かり事業（幼稚園型）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,227	3,153	3,018	2,991	2,983
②確保の内容	3,227	3,153	3,018	2,991	2,983
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	3	3	3	3	3

一時預かり事業（幼稚園型以外）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	514	526	539	554	570
②確保の内容	514	526	539	554	570
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	4	4	4	4	4

【提供体制の確保策】

継続した需要が見込まれるため、受け入れ体制が減ることのないように実施体制について協議を行います。

⑪延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人／年

延長保育事業	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	292	297	302	309	316
②確保の内容	292	297	302	309	316
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	9	9	9	9	9

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

継続した需要が見込まれるため、受け入れ体制が減ることのないように実施体制について協議を行います。

⑫病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気療養中または回復期にある児童が家庭での保育に欠ける場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

病児・病後児保育事業	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,528	1,503	1,486	1,477	1,473
②確保の内容	1,528	1,503	1,486	1,477	1,473
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	6	6	6	6	6

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

現在の提供体制を維持し、支援体制を確保します。

⑬－１　放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

放課後児童健全育成事業		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		550	542	529	518	511
②確保の内容	小学１～３年生	385	373	359	359	360
	小学４～６年生	165	169	170	159	151
	合計	550	542	529	518	511
②－①		0	0	0	0	0
実施か所数		17	17	17	16	16

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

市内の各小学校区、特に、令和 10 年度に開校が予定されている「結城南中学校区新設校」区に開設されている児童クラブについては、保育需要を見極めつつ、定員に見合った施設の計画的な整備を行います。

⑬－２　放課後子ども教室

【事業概要】

放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用してすべての子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

放課後子ども教室	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	120	120	120	120
②確保の内容	120	120	120	120	120
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	6	6	6	6	6

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

現在の提供体制を維持し、支援体制を確保します。

⑭児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、抱える課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行い、児童及び家庭のアセスメントを通して、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を行います。

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

本事業については、改正児童福祉法により新たに創設された事業であるため、早期実施を目指して社会資源の確保、実施に向けての検討をしていきます。

⑮親子関係形成支援事業

【事業概要】

親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する事業です。

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

本事業については、改正児童福祉法により新たに創設された事業であるため、早期実施を目指して社会資源の確保、実施に向けての検討をしていきます。

⑯出産・子育て応援事業

【事業概要】

妊娠の届出をした妊婦と、出産後の産婦に支援金を給付し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、妊娠期から子育て期まで継続的に面談を行い、必要な情報を提供するなど、伴走型相談支援を行います。

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

地区担当保健師を計画的に確保し、支援体制の充実を図ります。

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

幼稚園、認定こども園、保育園等の余裕定員等を活用し、満３歳未満で保育所に通っていないこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず保育を行います。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／月

乳児等通園支援事業	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	12	12	12	12
０歳児	—	4	4	4	4
１歳児	—	4	4	4	4
２歳児	—	4	4	4	4
②確保の内容	—	12	12	12	12
０歳児	—	4	4	4	4
１歳児	—	4	4	4	4
２歳児	—	4	4	4	4
②−①	—	0	0	0	0

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

国の動向や先行自治体の取組を調査、研究し、令和８年度からの実施を目指します。

⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用または給食費の副食材料費用の一部を助成する事業です。

【市の現状】

本事業による給付の対象者に周知を行い、適切に助成を行います。

第６章　計画の推進

1　計画の推進体制

（１）関係機関等との連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内の関係各課、学校、関係機関・団体等との連携を強化し、本計画に掲げる施策に取り組むとともに、教育・保育事業者、市民との連携を一層強化し、広く意見を取り入れながら、施策・事業の充実を図っていきます。

（２）計画の周知

「こどもまんなかのまちづくり」に向けては、こども・若者や子育て家庭への支援に対する市民意識の醸成が不可欠であるため、計画の趣旨や基本理念、基本目標や施策の取組等について、関係者・団体へ積極的に周知するとともに、市報やホームページなど様々な媒体を活用して広く市民に情報提供を行います。

2　計画の進行管理

（１）点検・評価

本計画の進行管理については、庁内関係各課が連携を図り、全庁的に施策を展開していく必要があるため、関係各課による施策・事業の実施状況の点検・評価を継続的に行い、効果的な進行管理を図っていきます。

（２）報告・公表

計画の進捗状況については、結城市子ども・子育て会議に報告して意見を求めるとともに、市のホームページ等で市民に公表します。

PDCA サイクルのイメージ

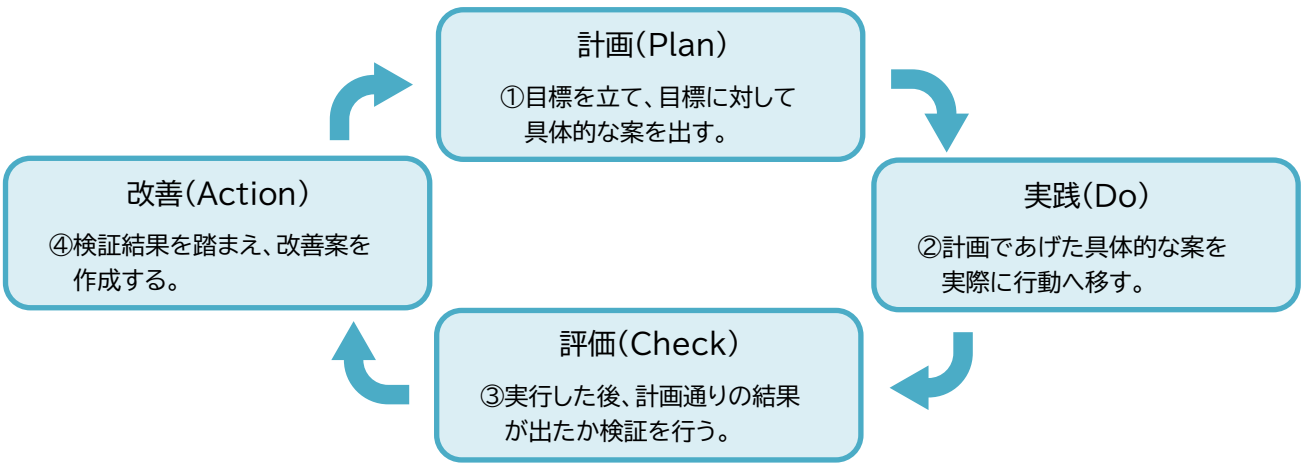

資料編

1　結城市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 6 月 28 日
条例第 22 号

（設置）
第 1 条　子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づき、第 3 条に規定する事項を処理するため、結城市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

（定義）
第 2 条　この条例において、「特定教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所であって、子ども・子育て支援法第 27 条により市が確認した施設をいう。
2　この条例において、「特定地域型保育事業」とは、次に掲げる家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育であって、子ども・子育て支援法第 29 条により市が確認した事業をいう。
(1)家庭的保育とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
(2)小規模保育とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
(3)居宅訪問型保育とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
(4)事業所内保育とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
3　この条例において、「子ども・子育て支援事業計画」とは、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する計画をいう。
4　この条例において、「こども計画」とは、こども基本法（令和４年法律第 77 号）第 10 条第２項に規定する計画をいう。

（所掌事務）
第 3 条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。
(1)特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
(2)特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
(3)子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
(4)こども計画の策定に関すること。
(5)その他子ども・子育て支援に関する施策の推進に関すること。

（委員）
第 4 条　子ども・子育て会議の委員は、20 人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱するもの

とする。
2　委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
3　任期の途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）
第5条　子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。
2　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
3　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）
第6条　子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2　子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　委員は、自己又は配偶者が運営する施設又は事業に関する事案については、除斥されるものとする。ただし、他の出席委員の同意がある場合は、出席し当該事案についての意見を述べることができる。

（委員以外の者の出席）
第7条　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）
第8条　子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども福祉課において処理する。

（委任）
第9条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り決定する。

付　則
この条例は、公布の日から施行する。

２　結城市子ども・子育て会議委員名簿

区　　分	所　属　団　体　等	氏　　名	備考
子育て支援	結城市医師会	白石　裕比湖	
	結城市歯科医師会	城戸　　衛	
	結城市民生委員児童委員協議会	塚越　　文子	
	ゆうき子育て支援隊	稲葉　　里子	会長
教育関係	結城市小中学校ＰＴＡ連絡協議会	得能　　信人	～R6.5.31
		荒井　　徹	R6.6.1～
	結城市校長会	横倉　　政宏	～R6.5.31
		須藤　　恵美	R6.6.1～
	結城市私立幼稚園・認定こども園連合会	瀧田　　昌孝	会長職務代理者
保育関係	結城市保育連絡会	宮田　　侑司	
	結城市学童保育連絡協議会	髙野　奈緒美	
子育て支援	筑西児童相談所	小松　　正光	～R6.5.31
		藤枝　　洋明	R6.6.1～
	筑西保健所	秋葉　　庸子	
子育て当事者	一般公募	山川　　真菜	
	一般公募	高橋　　美香	

3　計画策定の経過

年月日	内容
令和５年度	
令和５年12月26日	令和５年度　第１回結城市子ども・子育て会議 ・特定教育・保育施設の利用定員の設定について ・第２期結城市子ども・子育て支援事業計画の支援事業の実施状況について ・次期計画の策定について
令和６年１月下旬～ ２月16日	結城市こども計画（第３期結城市子ども・子育て支援事業計画）策定のためのアンケート調査の実施
令和６年３月28日	令和５年度　第２回結城市子ども・子育て会議 ・結城市こども計画（第３期結城市子ども・子育て支援事業計画）アンケート集計結果について
令和６年度	
令和６年６月18日	令和６年度　第１回結城市子ども・子育て会議 ・結城市こども計画（第３期結城市子ども・子育て支援事業計画）骨子案について
令和６年10月２日	令和６年度　第２回結城市子ども・子育て会議 ・結城市こども計画（第３期結城市子ども・子育て支援事業計画）について
令和６年12月25日	令和６年度　第３回結城市子ども・子育て会議 ・結城市こども計画（第３期結城市子ども・子育て支援事業計画）について ・特定教育・保育施設の利用定員について
令和７年２月１日～ ２月28日	パブリックコメントの実施
令和７年３月25日	令和６年度　第４回結城市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果について ・結城市こども計画（第３期結城市子ども・子育て支援事業計画）最終案について ・特定教育・保育施設の利用定員について

結城市こども計画
（第３期結城市子ども・子育て支援事業計画）
令和７年３月

発行：結城市
編集：結城市　保健福祉部　子ども福祉課
〒307-8501　茨城県結城市中央町二丁目３番地
TEL：0296-34-0427（直通）
FAX：0296-49-6718
ホームページ：https://www.city.yuki.lg.jp/